

IIM

〔月刊〕

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

2016

9

SEPTEMBER

座談会 — JIIMAビジョン2016

安心で社会生産性の高い 電子文書情報社会の構築

連
載

電子文書情報社会を支える 電子署名の役割

東日本大震災5年「ふるさとの歴史資料」を守る
熊本地震を体験して 直下型地震と富士マイクロのBCP



Canon

必要な情報を、
手軽にデジタル化。

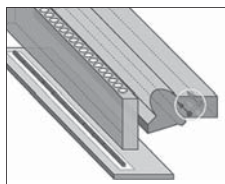
情報のデジタル化を加速する。 時代が求める、ドキュメントスキャナーテクノロジー。

imageFORMULA
DR-M140



コンパクトで省エネ、CMOSコンタクトイメージセンサー。

一般的なスキャナーが縮小光学系のセンサーを使用しているのに対し、キヤノンのドキュメントスキャナーはより進化したCMOSコンタクトイメージセンサー（CIS：等倍光学系センサー）を採用。センサー上に多数配列されたセルフフォーカスレンズにより、周辺部でも歪みの少ない高品位でシャープな画像再現と文字の可読性の向上を実現しました。また、原稿からの反射光が直接センサーに届くことでさらなる小型・軽量化が進み、コンパクトで機能的なデザインが可能となりました。光路が短く、光源にLEDを使用することで消費電力の削減を実現しています*。



*光源としての消費電力は、従来のCCD光学系+蛍光ランプに対し、CIS光学系+LEDでは約1/16

多彩な原稿に柔軟に対応、信頼性の高い原稿給紙性能。

厚い紙や複写伝票、プラスチックカードまで多彩な種類の原稿に対応。さらに超音波を利用した重送検知などで、トラブルの少ないスムーズな給紙を実現します。

用途に応じた、使いやすいソフトウェア。

さまざまな用途や想定ユーザーに合わせたソフトウェア設計を行い、直感的でシンプルな操作性を実現。ユーザーに快適なスキャン環境を提供します。

最適画像を提供する、多彩な画像処理機能。

モアレや地色の除去、バインダ穴の消去、テキストエンハンスメント、ドロップアウトカラーなど、多彩な画像処理機能で目的に応じた最適な画像を生成します。

*機種により搭載機能が異なりますので、詳細は弊社ホームページをご覧ください。



大量の情報を、
迅速にデジタル化。

この複合機、使う人を選びます。



ICカードを用いた使用権限の設定で、情報を守る複合機「ApeosPort」。

ユーザーIDやパスワード入力などの面倒なキー操作を省きながら、個人や部門ごとに使用できる機器や機能を細やかに特定・制限できます。認証サーバーに登録されたユーザー情報を有効利用できるほか、サーバーに保留した出力データをどのApeosPortからでも認証後に出力する活用も可能に。放置プリントの抑止や履歴の追跡など、ユーザーに負荷をかけることなく情報漏えいを防ぐ、出力環境の構築を支援します。

ApeosPort



ApeosPort-V C7776

富士ゼロックス株式会社 www.fujixerox.co.jp/ 〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3

ご意見、ご相談などはお客相談センターへ。0120-27-4100 | 受付時間 | 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土・日・祝除く)

Xerox、Xeroxロゴ、およびFuji Xeroxロゴは、米国ゼロックス社の登録商標または商標です。

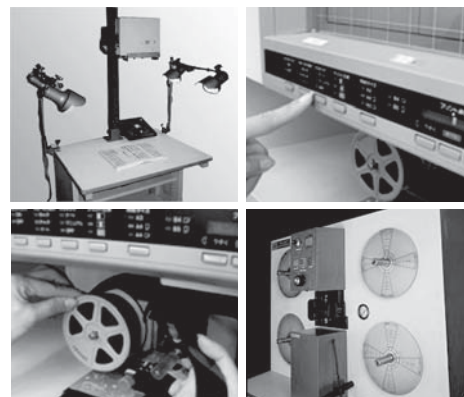
FUJI xerox 

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

お客様の満足を目指して

70年



20001089

ISO9001:2008, JIS Q 9001:2008

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

関西写真工業株式会社	マイクロ撮影・電子ファイル
アサミクリエイト設計株式会社	機械・電機設計製図請負
アサミ写真情報株式会社	GIS 構築・ソフトウェア開発
アサミ計測情報株式会社	
アサミテクノ株式会社	機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service

LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

東京	03-3582-2961	本部	06-6452-0101
川崎	044-244-5121	テクノセンター	06-6453-6188
横浜	045-751-6788	西部	06-6461-9771
敦賀	0770-23-7283	堺	072-241-1839
若狭	0770-32-9150	泉佐野	072-469-3051
滋賀	0749-64-0847	神戸	078-671-7488
京都	075-671-7980		

IM

〔月刊〕

2016-9月号 通巻第 548 号

月刊IM電子版はPDFダウンロード・プリント機能が利用できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用できます。
JIIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- 4…………… 座談会 — JIIIMAビジョン2016
安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築
- 12…………… 〔連載〕電子文書情報社会を支える 電子署名の役割
第1回 電子署名法
セコムトラストシステムズ株式会社 西山 晃
- 15…………… 不正競争防止法改正で高まる電子文書・データ管理の重要性②
東京丸の内法律事務所 上村 剛
- 18…………… 「ふるさとの歴史資料」を守る
東日本大震災5年・宮城での被災地域史料保全
東北大学災害科学国際研究所／宮城歴史資料保全ネットワーク
佐藤 大介
- 22…………… 〔手記〕熊本地震を体験して
直下型地震と富士マイクロのBCP
富士マイクロ株式会社 久永 耕三
- 24…………… 〔なれっリスクエアスキャナプラス〕第6回（最終回）
電子社会に適応する文書管理
株式会社PFU 臼井 信昭
- 27…………… 〔公文書管理シリーズ〕
市史編さん事業と着実なファイリングで統合された
藤沢市文書館
JIIIMA広報委員会 長井 勉
- 32…………… もっと知りたい!! JIIIMAの委員会・ワーキンググループ (WG)
第10回 標準化委員会



- 34…………… ニュース・ア・ラ・カルト
- ARMA東京支部 レコードとアーカイブズ、一貫したシステム構築をセミナーで
 - 上毛新聞 130年51万ページをブルーレイディスクに収納、活用講演を開く
 - JBMIA 電帳法スキャナ制度改正の実施ポイントを講演
 - アビックス 日本一標高の高い発行所で新聞を発行
 - PFU 免許証、マイナンバーカードの情報を安全に取得するソフトを販売
 - キヤノンMJ 立山システム研究所 文書管理システム分野で協業
 - 富士ゼロックス 自治体向け行政証明書自動交付システムを発売
 - 複写連ドキュメントサービスを領域に名称変更
 - 各社ニュース
- 35…………… 案内板 2016年度 日本図書館協会 資料保存セミナー 「写真保存の基礎」
- 36…………… コラム 晴天なれど遠霞 「色ボケしたと思われるようだが…」
- 37…………… 新入会員紹介 ● サイバートラスト株式会社
- 38…………… ■ IM編集委員から

広告ガイド

キヤノン電子株式会社……………	表2
株式会社PFU……………	表3
eドキュメントJAPAN2016開催案内……………	表4
富士ゼロックス株式会社……………	前1
エイチ・エス写真技術株式会社……………	前2
パナソニックシステムネットワークス株式会社……………	11頁

株式会社アビックス……………	14頁
株式会社インフォマージュ……………	17頁
株式会社ハツコーエレクトロニクス……………	21頁
コニカミノルタジャパン株式会社……………	26頁
関東イメージ情報業連合会……………	30頁

安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築

新しく策定されたJIIMAビジョン2016。2020年までに行うJIIMA新施策と業界への影響を討論した。



参加者

長井 勉 監事・広報委員会委員（横浜マイクロシステム）

長濱和彰 専務理事

司会 河村武敏 広報委員会理事（アピックス）

木村道弘 特別研究員・標準化委員会委員長

高橋通彦 理事長

勝丸泰志 副理事長（富士ゼロックスシステムサービス）

廣岡 潤 人材育成系委員会理事（ニチマイ）

司会 5月に行われたJIIMA総会で新しいビジョンが誕生しました。今日はこのビジョン策定に関わった理事有志と課題検討EDSW¹の座長に、ビジョンの目的、その背景、活動領域と活動、予想効果等についてお話いただきます。読者の皆様へ、新ビジョンをより深く理解いただき、今後の行動指針にいただけると幸いです。

さて理事長、なぜ今このビジョンを作られたのでしょうか。

高橋 我々はこれまでビジョン2012を掲げて活動してきましたが、この間も我々を取り巻く環境は激しく変わり、それにつれて文書情報マネジメントの中身も大きく動いています。



こうしたなかで何をしていくかというのをもう一度考え直す必要性に迫られていると感じました。アメリカのAIIM²ではどういった方向に舵を切ればよいか、未だに議論している最中に見受けられますが、日本では魅力ある方向を作り、それに向かっ

て力を結集して進む必要があると思っています。

現在の変化で一番大きなものは「グローバル化」です。経済や人の動きについてもグローバル化が前面にできています。技術面では、「IT」「ネットワーク」が進化しています。クラウドやSNSなど新しい技術やアプリが次々と生まれてきている状況です。これらに対応する文書管理をどう考えて行けばいいのか、というのが一番の課題です。これがビジョン構築の原点となりました。

これからは電子文書を使うのが当たり前の世の中になっていきます。政府も「世界最先端 IT 国家創造宣言」をしています。これを実現するために、紙文書ではいかんともしがたいのは自明の理です。こうした意味でも電子文書をしっかりとらえていかなければならないと思っています。

司会 この前のビジョンは2012でしたね。ビジョン2012と

1 EDSW：Electronic Documentary Society Workshop. 課題抽出のための研究会

2 AIIM：Association for Information and Image Management. 米国における情報やイメージ管理に関する非営利団体

今回のビジョン2016の相違点は？

長濱 「紙文書」「紙を電子化した文書」「最初から電子のボーナデジタル文書」があるなかで、ビジョン2012では当面、日本はまだまだ紙文書が多いだろうという認識のもと、電子化文書を中心に紙と電子のハイブリッド型で文書管理をして行こうと掲げました。ビジョンの施策であった社会インフラ情報を電子化し記録保存しようという働きかけや国税関係書類の電子化の規制緩和活動などは概ね達成できたと思っています。

しかし、先ほど理事長が申したように社会構造が大きく変わってきていますから、紙でも、紙をスキャンした電子化文書でも、ボーナデジタル文書であっても、電子流通基盤にのせて、電子的なワークフローで動かしていく。電子文書情報社会を目指すということを切り取ったのが2016の骨格です。統合文書情報マネジメント、電子契約・電子取引、会社法・不正競争防止法などなど、新しい領域に対して電子文書社会を効率的に、しかも安心で生産性の高い社会を構築することを目指し、JIIMAからの提案としました。

司会 では具体的な課題はなにがあるのでしょうか。EDSWで抽出された問題について教えてください。

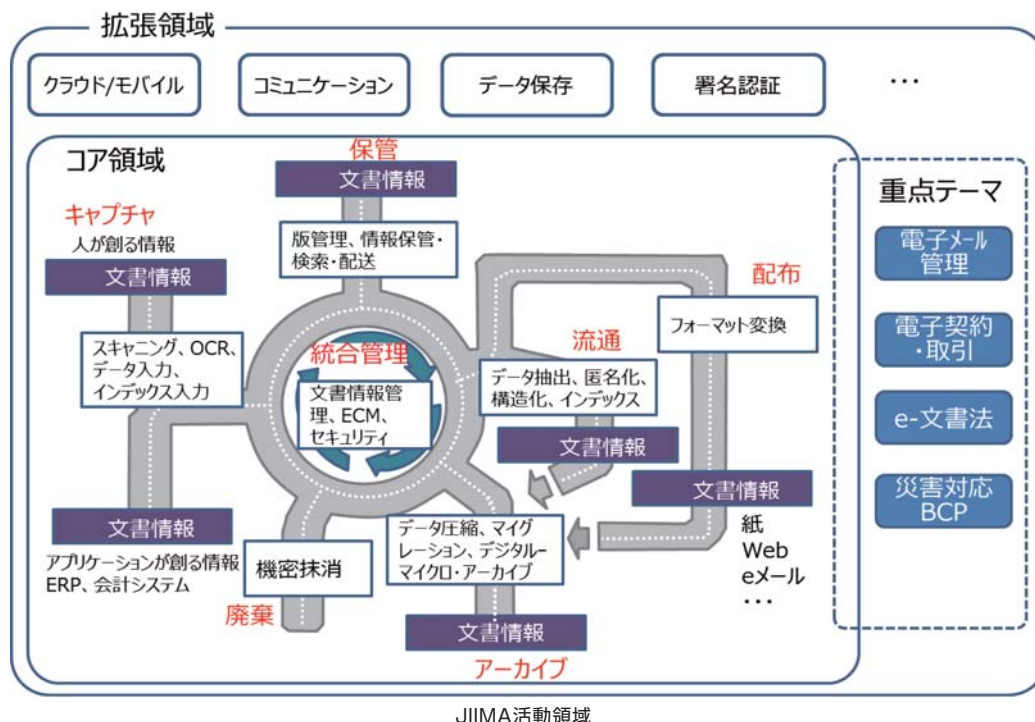
木村 まず現状がどうなっているか、ビジョン2012と比較しながら探りました。先ほどの話のように、企業の中ではすでに電子文書で業務が回っています。企業間ではまだ紙が残っていますが、電子文書は誰でも簡単に作れるようになり

ました。ところが実際にはコンピュータシステムを利用して作成していますので難しい面もあり、そこにはやはり専門家の力が必要だろうと考えたのがひとつ。それから電子化業務の外部委託が増えていくだろうという予測のなかで、その先はどうするのかという問題が二つ目。三つ目はクラウドへの移行の問題です。日本ではこれまでシステム構築をパッケージで依頼するケースが多く、自分たちで開発するのが苦手でした。クラウドではこれらを自らが行っていかなければなりません。四つ目は、欧米流の手法が要求されるのではないかとことです。あらゆる法制度を基に徹底して管理する方法です。アーカイブについては、データのビット当たりの単価が非常に安くなってきており、紙と違ってしまっておいてもさほどスペースもとらず、保存しておくことがたやすくなりました。この利用をどう定着させるか。また労働人口が少なくなっていくしますので、ワークスタイルを変え人材を有効活用しなければなりません。

こうした環境下で文書が正しく管理されているか、活用されているか。日本はまだまだ遅れていると思われますから、その仕組みを作っていかなければならないというのがEDSWで検討された内容です。

司会 この課題を克服する範囲、活動領域はどこまでですか。

勝丸 ビジョン2012では紙を主体とし、基本的な部分、キャプチャリングから廃棄に至るまでをコア領域と捉えていまし





たが、それだけでは環境の変化、実業務には対応しきれないということで新たな技術環境であるクラウド、モバイル、電子メール、電子契約もテーマとして掲げました。これらは最初から電子で行うもので、電子契約は「電子でも“正”の契約」とする

ものですから、ここは従来からみると変化の大きいところです。BCP対策も紙の時代と違った対策を考えていかなければなりません。

ビジョン2016では電子文書を中心に、場合によっては電子しかないという中でもきちんと安全に業務ができる。電子であるために流通が容易で、融通も効きますから、それが新たな問題を引き起こさないようにすることが重要です。

司会 新ビジョンでは「安心で社会生産性の高い電子文書情報社会」と銘打っていますが、この「安心」はそういう意味があるのですね。もうひとつ「社会生産性」というキーワードは初めて出てきたと思います。

高橋 単に「電子文書情報社会をつくる」というだけでは、文書を電子にして何が良いのかが分かりません。電子文書を使えば生産性を高められる。別な言い方をすれば効率がよくなるということです。日本ではホワイトカラーの生産性が世界で20数番目と非常に低いのです。書類を探している時間がとても長い、仕事の半分は書類探しだとも言われています。もちろんホワイトカラーだけでなく、工場現場などでも紙で

運用するために効率が悪いというところもあります。社会全体を広く考えて生産性を上げたいということです。

木村 社会資源から付加価値を生み出すということで、これを電子を使っていかに形作るか、その施策を打っていかうというものです。

司会 勝丸副理事長は元メーカーにいらっしゃいましたが、メーカーの立場からみて「生産性」についてどう考えますか。

勝丸 電子による効率化というのは一番に「距離を縮める」、つまり「時間も縮める」ことです。電子化は単にテキストだけがあるのではなく、IT支援、コンピュータを使うことで、AI・ロボット・IoTとの連動が可能になります。そういうことを考えると生産性を上げる材料はもはや揃ってきていると思えます。

長井 業務プロセスの中でどうしても紙が残る部門は、例えば製造業では「検査」や「品質保証」に関するところの文書です。これらは定められた期間残しておかなければ



なりません。管理や部署連携のためだけでなく、ステークホルダーに対する信頼のためにも必要です。ところが共通の流通基盤ができていないために効率を損ねたり、紙一枚ないことで大変な大騒ぎをするということが頻繁にあります。ですからどの基盤でやるか、どのプラットフォームで共有するか、

新ビジョンの骨子

【目標】 真の豊かさを目指す世界最先端IT国家創造の一翼を担う
“安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築”

【ミッション】
電子文書化の更なる推進、電子文書の信頼性向上、多様化の時代に向けた文書情報流通基盤整備、アーカイブ思想の定着、及び人材育成・普及活動を推進し電子文書情報社会の実現に資する。

【施策】
ミッション遂行のため次の施策を実施
①文書情報流通基盤の整備（文書情報インデックス、情報抽出・変換に関するガイドライン、セキュリティ対策等）
②統合文書マネジメントのISO化と電子文書証拠規則等の体系整備
③e-文書法・スキャナ保存、電子契約・電子取引、災害対応BCPの課題対策と普及拡大
④アーカイブのコンセプトの明確化、思想の定着化と事例拡大
⑤電子文書社会に対応した資格制度の見直し
⑥製品・システムの認証の拡充と組織認証制度の構築
⑦Web広報を強化し、効果的な普及活動を実施

ここが今回訴求したいもののひとつだと思います。これが叶うと、社会生産性はグッと上がると思います。企業の生産性は格段に变革できるのではないのでしょうか。

長濱 「安心」と「社会生産性」というのは一見、両立しない事柄のように思えます。しかしJIIMAの政策提言で実現した例で言いますと、国税関係書類を電子化するために、これまでは実印相当の電子署名が求められました。これはコストがかかる割には5年しか使えない勝手の悪いものでしたが、電子社会で本人証明をするためには非常に重要なことでした。これを緩和する条件として内部統制をしっかり行えば実印相当の電子署名はしなくてよいということになったのです。このようにうまく仕組みを変えていけば、「安心」を担保しつつ効率を向上させていくことも可能です。これが非常に難しいところで、ポイントでもあります。JIIMAの使命だと思っています。

廣岡 協会としては、正しい文書情報管理を普及させることで社会に貢献するというのがミッションですから、教育制度なり、標準規格を社会や業界の動きにうまくマッチさせていくこと、これが社会の生産性に繋がることだと思います。そういった活動をJIIMAとしてやっていくという確固たる想いがこの言葉に秘められていると理解しています。

司会 七つの施策を打ち出していますが、その中でも新しく立ち上げる三つのプロジェクトについて教えてください。先ほど出た「文書情報流通基盤の整備」については？

勝丸 これまで、フォーマットの違いなどで文書が読めないということが多々ありました。これからは必要な文書情報が、必要な時に必要なところで必要な人たちが共有する、しかも安全に。ということを考えますと、作成したり、閲覧したりするソフトがバラバラだと成し得ません。いろんなところで

標準化しなければ目指すところに到達しませんね。一方でコンピュータ処理しやすいものと人間が分かりやすいものは一致しませんから、それを変換する仕組みを加えておかねば、効率性と安全性、人に分かりやすいインターフェースが共存しないわけです。これを解決するものが「文書情報流通基盤の整備」です。

木村 フォーマットやツールは千差万別です。たとえば簡単に閲覧するにはPDFを、詳しく見たいときには専門のソフトを使うなど、目的に合わせて選べばよいというのが標準化のなかで検討されています。

システムと連携するときにもう少し効率のよい方法を考えたり、電子契約などもどうやって結びつけば効率のよい管理ができるのか、そのルールを決めていくということが必要ですね。

長井 電子契約の例でいえば、単独型を統合型にできないか、つまり契約書を発行する部門で電子化の仕組みができていれば、営業や開発部門などがアクセスできる。すべて一貫通貫できるように統合型がこれから求められます。実際にお客様からそう言った声も上がってきています。

木村 標準化しているうちに物事が先に進んでしまいますから、フォーマットやメディアを越えて情報そのものを扱っていくことが重要なのだと思います。文書の中身、書いてある情報が重要ですから、値がデータベースに入っていて、それを出し入れする。この管理をどうするかといったちょっと先の話が解決の糸口です。

高橋 皆さんの言うように、共通基盤の確立というのは非常に大切です。ここを充実させれば使いやすくなるし信頼性も増す。活躍する場が広がります。

司会 二つ目は「統合文書情報マネジメントのISO化」と「電子文書証拠規則等の体系的整備」ですね。

高橋 ひと言でいえば、電子文書の信頼性の向上です。電子文書は今、まだ十分に信頼されていません、特に法務系の方達には。これを「電子文書は安全です」ということを理解していただく。世の中に訴えていくというのがこれら二つのプロジェクトです。

統合文書情報マネジメントのISO化は一昨年より活動していて、新しく立ち上げるものではありませんが、電子文書のマネジメントを一貫通貫で管理する規格です。電子文書を作り、管理するための必要最低限の要件、この要件に従って作られた電子文書は、信頼性が高い電子文書だと言えるようにしたいのです。



証拠規則については、法的に電子文書を証拠性あるものにする事です。世界各国では電子文書の信頼性というものを法的に証拠性があるものと認められていますが、日本でも同様にしていくべきではないかと考えています。アメリカ、韓国、カナダ、オーストラリアなどがすでに整備しています。我々はこうした例を学んで、日本における整備を政策提言していければと思っています。



木村 各国のこうした整備には、もちろんいくつかの要件がありまして、実はこれが今、統合文書情報マネジメントのISO化で実現しようとしている要件と同じなのです。きちんとルールを決め、それに則った業務の中で

作られた文書であれば証拠として認められますよということですね。

司会 きちんと業務監査があって、そこでPDCAが回っているという会社であれば、文書の証拠性が高いということですね。

高橋 ISO化は活動している最中ですが、法的証拠性については、政策提言まで持っていきたいと考えています。後々には、ISOをしっかり守って、そこで作られた文書を活用しているという企業を認証できればと思っています。

司会 三つ目、電子文書社会に対応した「新資格制度」の構築は？

廣岡 JIIMAには文書情報管理士、文書情報マネージャー資格制度があり、これまでも、時代時代に合わせて進展させてきました。新ビジョンでは電子文書社会に対応するということですから、当然こうした動きに対応する教育をしていきます。資格全体の制度設計も今後を見据えた見直しが必要だと考えています。上級資格よりハイクラスな資格やク



ラーク層を対象とした初級資格の構築などです。シラバスを見直し、それに伴った教科書の改変も含め練っていきます。

司会 ビジョンのマイルストーンによると、資格の更新制度やポイント制度導入などが計画されていますね。

廣岡 更新制度は、文書情報管理士はすでに実施済みですが、文書情報マネージャーは実施から3年経ちますので、当初の計画どおり5年置きの更新を実施します。セミナーと連動し

たポイント制による更新制度が可能か模索している段階です。

高橋 今話した三つのプロジェクトはいずれも時間がかかる問題です。協会の活動は先の話ばかりではなく、現在のビジネスにどう取り組むべきかも一緒に考えていかなければなりません。

司会 では現在のビジネスにはどう対応すればいいでしょうか。規制緩和されたスキャナ保存についてはどうですか。

長濱 この規制緩和が世の中にどれくらいのインパクトを与えたかという、市場調査の結果「2年以内に対応したい」という企業が46.4%いらっしゃいます。「その他のスキャナ保存の要件が緩和されたら対応したい」と



いうのがさらに31.7%いるのです。「その他」というのは「携帯端末で」ということですが、スマホ撮影もできるようになりましたから、約80%の方が利用したいと考えていると結論付けられます。潜在的な数ですが、スキャナ保存の市場はこれから広がると考えられます。

司会 電子契約・電子取引については？

勝丸 昨年、委員会の中で、電子契約が広がらないのはなぜかを議論したときに、適用しやすいところと適用しにくいところあることがわかりました。何か権利をもって施行できる企業は進みやすいのですが、一般的には契約のシステムを一気に電子契約に切り替えることは難しいので、従来のシステムと二重のプロセス負担がかかります。短期的にはメリットを見だせなく、進まないことがわかりました。明快な普及の道筋はまだ見えませんが、適用しやすいところには普及を進め、適用しにくいところには、阻害要因を取り除く方法を考えていかなければならないと思います。

長濱 電子契約というのは、書面对面にこだわらないということです。対面による契約にこだわっているとどうしても紙による締結になってしまいます。グローバルなビジネスにおいては非効率ですね。電子署名も簡便なもの、本人証明方式もマイナンバーカードの活用などを導入促進するべきです。

司会 災害対策とBPOの関係については？

高橋 5年前の3.11の時、我々も力をいれて災害対策の普及活動をしました。年月が経つとユーザーの意識が低下していき、アンケートなどでも3年くらいで関心がなくなりました。ですからこの活動に重点を置くのはやめようかと思っていたところ熊本地震が起きました。日本という国を考える

とやはり避けて通れない問題ですので、災害対策として文書情報マネジメントをもっと普及させなければならないと思います。

幸い今度BPO委員会というのを設立しましたので当面はこの委員会で災害対策を取り上げてもらおうと思っています。BPO委員会は、今後、流通基盤ができていく過程で新たなBPOビジネスが出てくる前提で発足させましたが、流通基盤が整うまでには時間がかかりますから、まずは手始めに災害対策から訴えていこうと思っています。

司会 アーカイブに三極化があるとおっしゃっていましたが？

高橋 昨今、アーカイブの概念が少し変わりつつあります。単に文書を残しておくというものだけではなく、「整理して管理する（組織文書として使う）」「整理して保存する（ビッグデータの概念）」「何もせずに保存する（いずれ利用しようとする）」というものです。これらの定義を明確化すると同時に対応策を考える、これをアーカイブ委員会で討議してもらおうと思っています。メディアもマイクロ、光メディア、磁気テープとあり、サブワーキングも活動していますから、整理し世の中にアピールしていきます。

司会 製品・システム認証事業も進められるようですね。

高橋 認証委員会というのを作りました。その下に「光ディスク製品認証審査委員会」「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会」を組織しました。将来的には組織を認証する委員会も加えたいと考えています。これらは文書情報マネジメントの普及はもちろん、JIIMAの事業としても展

開していくものです。光ディスク製品認証は以前よりあった委員会ですが、電帳法スキャナ保存ソフトの方は今年初めて組織しました。スキャナ保存要件が緩和されたことで対応ソフトが多く販売されています。これが電帳法スキャナ保存要件に合致しているかを認証しようとするものです。

司会 たしか文書情報管理委員会で検討していた事項だと思いましたが？

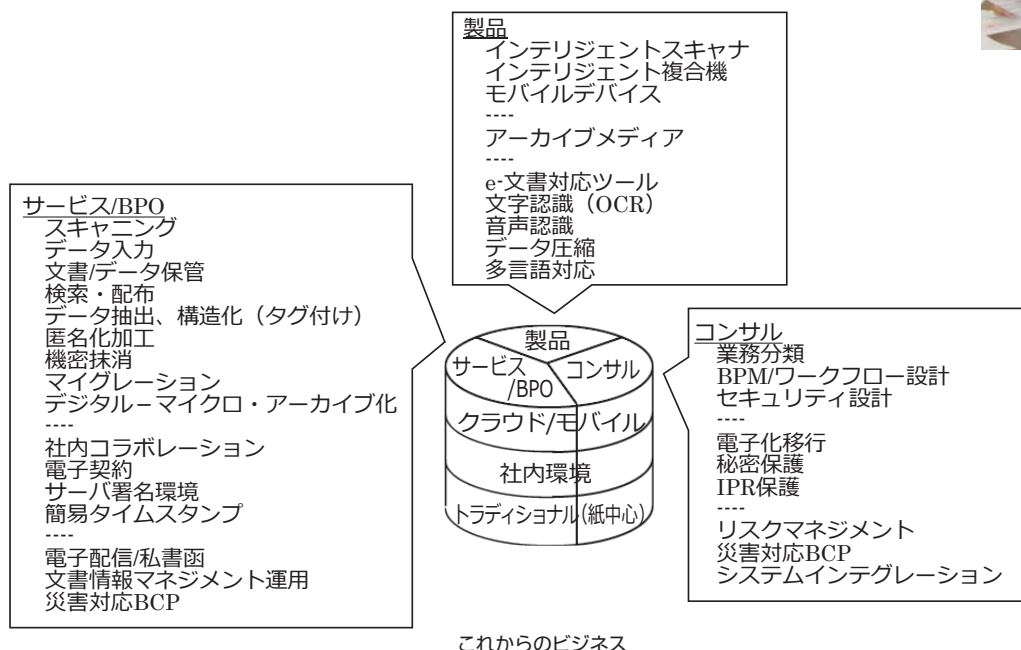
長濱 文書情報管理委員会は、審査のためのチェックリスト作りと、判断に迷うグレーゾーンの案件に対して法務委員会と協働で認証審査委員会に答申する役割を持ちます。

高橋 文書情報管理委員会には関連するソフトメーカーの者もおりますので、直接審査に加わることはできません。第三者である大学の先生、監査法人など有識者で構成された電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会で審査します。その上の認証委員会は監査的な立場で、公正に中立に認証審査が行われているか、また改善の方向等を見てもらうように有識者に担当いただきます。

司会 たくさんの施策を伺いましたが、これらの活動を訴えていくには、私たち広報の役割がかなり重要ですね。

長濱 今年のホームページ総アクセス数は1千万件を越えています。

司会 豊富な活動をエンドユーザーにお知らせする力がまだまだ不足していると思いますので、ホームページやメルマガ、またネット





上の口コミメディアというものでより広く伝えていかなければなりません。

長井 ビジョンの進捗具合は伝え続けます。月刊IM電子版のアクセス数も徐々に増えつつありますし、見せ方の工夫もしていきます。

高橋 検定試験や認定マネージャーを受けようとする人たちがホームページから訪ねてきますので、充実させた内容に革新されるよう広報委員会には頑張って欲しいですね。

司会 では最後に、この新ビジョンで日本の文書情報社会がどう変わるのか、ビジネスの展望をお聞かせください。

長井 電子化がますます加速しますから、サービス業者の業容もかなり変わっていくでしょう。仕事の内容も多岐にわたると思いますが、その中でもっと業務プロセスに入り込んだ手法が必要になってくると思われます。大きくいえば業務プロセスそのものをアウトソーシングし、その中のサービスとしてスキャナでの電子化、社内情報システムにおけるデータ処理などまで取り込むことが重要です。他方、旧態依然の地方自治体は予算が組めずに文書管理システムが導入されても紙文書社会が続いています。ここをJIIMA発信で風穴を開けられれば良いですね。

廣岡 そうですねサービスビューローという立場でいえば、マイクロの撮影やデジタルスキャニングだけでなく、旧来のビジネスにいかに付加価値を向上させ展開するか、そのヒントがビジョンの中にあると思います。

勝丸 生産性向上のためには業務プロセスの電子化が必要ですが、既存の紙のプロセスをそのまま電子化したのでは必ずしも効率化されるとは限りません。業務プロセス自体を電子に合ったものに作り変える必要があります。しかし、その電子に合ったプロセスを考えられる人を自社内で見つけることが困難な場合もあるでしょう。そこにコンサルタントやBPOのビジネスチャンスが出てくると思われます。

会員企業も自分たちも変わる意識を持てば、多くのビジネ

スチャンスが出てくるでしょう。

高橋 自ら全てを変えることは、それはそれで難しい局面がありますから、自社ではどこから変えていけばよいか、狙い定めればいいのだと思います。たとえばマイクロフィルムでアーカイブをしていますという企業は光ディスクや磁気テープを取り入れる。また電子化のみをしているところは、それをデータ化して役に立つというものに変えていく。先ほどクラウドが発展するという話がありましたが、クラウドに入れるために必要な加工をするという新しいビジネスが出てくる可能性もあります。自分たちの技術を少し広げて取り込めば十分に対応できると思います。

長濱 お客様の懐に飛び込んで、どういうソリューションが求められているか、どのような提案をしていくのかという「顧客の創造」は昔も今も変わらないビジネスの基本だと思います。電子文書社会で効率化を求めていることに対応するという意味では、BPOなどがキーワードになるのではないのでしょうか。

木村 コンピュータやOSやソフト、クラウドといったプラットフォームはもはやほとんど違いがありません。ここお客様の間に我々のビジネスがあるように思います。サービスの対価の考え方なども紙の時代とは大きく違います。違いを見つけていけばビジネスが見えてくるのかもしれない。

高橋 やはり、データとして価値あるものにしていく、ここがキーだと思うのです。単に文書として扱うというのではなく、一歩進めたとこにビジネスチャンスがあるということだと思います。

司会 では最後のまとめを理事長から。

高橋 EDSWの検討から始まり、昨年一年かけて成立させたビジョン2016ですが、これができただけでは意味はありませんので、この施策をいかに価値あるものにしていくのか、JIIMAの努力次第です。会員の皆さんと一緒に活動するうちに、新たなヒントが生まれ、また別の目標が出てくる。活動する過程で一つひとつを見極めて内容を深めていければと思っています。

協会と会員の皆様とがひとつのベクトルとなって世の中に打ち出していけば、文書情報マネジメント普及の大きな弾みとなるでしょう。

司会 ありがとうございました。

「JIIMAビジョン2016」全文は下記で読めます。

<http://www.jiima.or.jp/pdf/vision2016.pdf>

Panasonic

BUSINESS



上位機種の読み取りスピードと耐久性を実現
バックオフィスでの大量の読み取り業務に最適

A4ドキュメントスキャナー 新登場!!

KV-S2087-N* **NEW**



HIGH SPEED SCAN

特長
1

**高速読み取りを実現!!
大容量ADFを搭載!!**

読み取りスピード 85 ppm/170 ipm*1

(200/300 dpi, 白黒/カラーも同速) 200枚*2 までの大量原稿を原稿トレイにセット可能



200枚まで
原稿セット

特長
2

消耗品ローラーの耐久性が大幅向上!!

消耗品ローラーの交換目安が35万枚と当社従来機種*3の約1.2倍に耐久性が向上

特長
3

**Uターンパス/ストレートパスと
搬送方式を簡単切り換え可能!!**

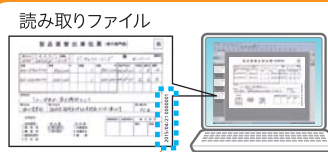
排紙方向セクターにより、排紙方向の簡単切り換えが可能。

Uターンパス: 20~157 g/m²、ストレートパス: 20~546 g/m² の読み取りが可能



特長
4

**ポストインプリンター(オプション)と
デジタルインプリンターが可能!!**



読み取りファイル
2015/04/21 0000001
英数字の文字を付加

(※1) 読み取り速度は、当社において特定の条件で実測したおおよその参考値であり、保証値ではありません。
(※2) 80 g/m² 新紙の場合 (※3) 当社KV-S2048CNとの比較による

パナソニック
ドキュメントスキャナー
ラインアップ

* モデル品番は
KV-S7097、KV-S5076H、
KV-S5046H、KV-S2087です。



KV-S7097-N*

NEW



KV-S4085CWN
KV-S4065CWN



KV-S5076H-N*
KV-S5046H-N*



KV-S2087-N*

NEW



KV-S1065CN
KV-S1046CN

お問い合わせは パナソニック システムネットワークス株式会社 オフィスプロダクツ事業部 グローバルマーケティング部 国内販売課
〒812-8531 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号
TEL: 092-477-1727 E-mail: scanner_support_japan@ml.jp.panasonic.com URL: <http://panasonic.biz/doc/scanner/>

電子署名法

セコムトラストシステムズ株式会社
営業開発本部にしやま あきら
部長 西山 晃

この5月に「JIIMAビジョン2016」が取りまとめられ、JIIMAでは“安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築”が目標として掲げられました。

社会の中でさらなる電子化を推進する上で重要な役割を持つ要素技術のひとつに“電子署名”があります。例えば医療分野では、効率的な医療の推進のために厚生労働省から電子署名を付与した「電子紹介状」の推進策が打ち出され、建築分野では電子署名を付与した建築確認申請の道が新たに広げられ、電子署名による設計図面の電子的作成の具体的な方法も示されました。またさまざまな産業分野で電子署名を付与した電子文書によって企業間の契約行為を電子的に取り交わす「電子契約」¹の利用が拡大しつつあります。今や銀行から数十億単位の融資を受ける際にも電子契約が用いられる時代となっています。

そこで本連載では、そのような電子化を支える「電子署名」について、法的側面や関連する電子証明書、署名技術の最新動向などについて解説します。

電子署名の法的背景

従来から、さまざまな手続きや商取引の場で、書面に記名押印が付された文書が取り交わされていますが、その法的な根拠は、民事訴訟法第228条第4項にあります。

- 民事訴訟法第228条第4項
「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」

すなわち、本人の署名又は押印がある文書は本人の意思により作成されたものとみなされることになります。

さて、電子文書の場合はどうでしょう？まず、民事訴訟法でいうところの“文書＝紙”がなく、同法の法律効果は電子文書には及ばないことになります。また、“署名”といってもデジタルデータにどのように署名すれば良いのかわかりません。そこで電子文書の場合、民事訴訟法第228条第4項に当たる法的根拠を与えるものとして、「電子署名法」²が制定

され、翌2001年4月1日から施行されました。

電子署名法の構造

電子署名法は、実はシンプルな法律で、ポイントとなるのは第1条から第4条です。短いものなので、以下、個別に見ていきます。

■ 第1条（目的）

第一条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1条には署名法の目的が記されています。電子署名を円滑に利用することにより情報流通や電子化を促進し経済発展に寄与することが目的とされ、「JIIMAビジョン2016」の“安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築”を推進する上では関連の深い重要な法律であることがわかります。

■ 第2条（電子署名の定義）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

1 JIIMAでは、電子契約のわかりやすい解説書として「電子契約活用ガイド Ver1.2」（2016年2月）を作成、公開しています。

2 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年5月31日法律第102号）

電子署名は電子署名法第2条1項にて定義され2つの要件が挙げられています。すなわち

- ① 署名者本人が作成したものであることが確認でき、
- ② 改ざんが行われていないかどうかを確認できるものであること

とされており、かなり幅を持たせた定義になっています。社内のクローズドな環境での稟議決裁システムを例にとると、ID、パスワードによって記載内容の本人性が担保され、確定した決裁文書への変更を禁止することで非改ざん性を担保することができます。こうした場合も広義の意味では署名法2条1項相当の電子署名と考えられます。

ただし対外的な申請業務や電子契約のようにオープンな環境で電子署名を利用するには、客観的に本人性や非改ざん性が確認できる必要があります。したがって第三者機関による本人確認や、非改ざん性を担保する標準的な技術、運用の枠組みが必要となります。この第三者機関は「特定認証事業者（または認証局）」と呼ばれます。

そこで、署名法第2条第3項では、特定認証事業者における「特定認証業務」が定義されており、その基準は主務省³令で定められ、国際的な標準技術である公開鍵暗号技術（PKI：Public Key Infrastructure）を用いたものとなっています。特定認証事業者は利用者の本人性を確認し、「秘密鍵」「公開鍵」から成る鍵ペアを生成し、公開鍵に認証局の電子署名を付けた「公開鍵証明書」を発行します⁴。「秘密鍵」は利用者が自分以外は利用できないように管理し電子署名を行う際に用います。「公開鍵証明書」は電子署名を付した電子文書に添付され、利用者の電子署名が本物なのか、すなわち本人性と、非改ざん性を確認するために用います。「公開鍵証明書」は一般的に「電子証明書」と呼ばれています。なお「電子証明書」は小さな電子ファイルですが、秘密鍵を含んだ「電子証明書ファイル」として作成することも可能です。ここでは秘密鍵を含む電子証明書を「電子証明書（秘密鍵）」と表記します。当然ですが、電子署名を付した電子文書に添付する電子証明書には「秘密鍵」は含めません。「電子証明書（秘密鍵）」は利用者本人しか利用できないよう適切に管理することで、それを用いた電子署名が“本人だけが行える電子署名”となるので、秘密鍵の管理は非常に重要です。

3 電子署名法の主務省は総務省、法務省、経済産業省の三省です。

4 秘密鍵は利用者が生成し、認証局に送付して公開鍵証明書の発行を受ける場合もあります。

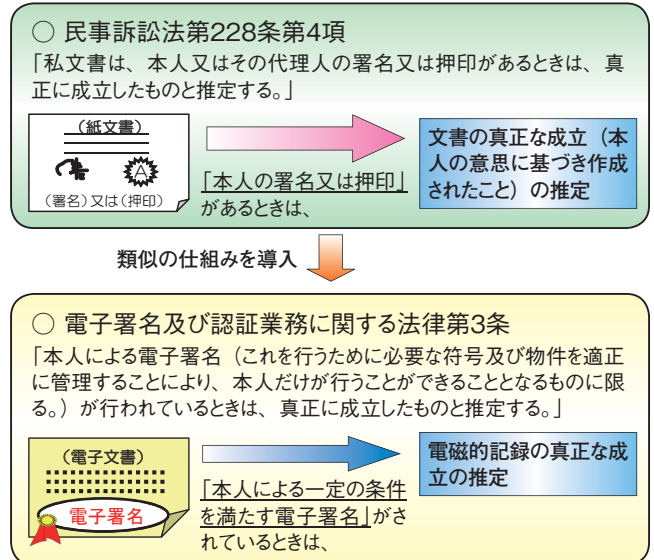


図1 電磁的記録の真正な成立の推定

特定認証業務を行っている認証局では、利用者の本人確認のレベルに応じてさまざまな保証レベルの電子証明書を発行します。簡易的な本人確認を行って発行した電子証明書（秘密鍵）を用いた場合の電子署名は“三文判”として扱われるかもしれません。一方、厳格に本人確認を行って発行した電子証明書（秘密鍵）を用いた場合の電子署名は銀行印相当とみなされるかもしれません。用途に応じた適切な保証レベルの電子証明書を発行することが可能です。

■ 第3条（電磁的記録の真正な成立の推定）

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

第3条では本人が電子署名した電子文書の“真正な成立”に推定効を与えており、ここが民事訴訟法第228条第4項に対応する部分となっています（図1参照）。

■ 第4条（特定認証業務の認定）

第一節 特定認証業務の認定

第四条 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

第4条では2条の項で説明した三文判や銀行印レベルの電子証明書（秘密鍵）ではなく、いわゆる“実印相当”の電子証明書（秘密鍵）を発行する特定認証事業者の業務認定について定めています。特定認証事業者は主務大臣の認定を受けることで、「認定認証事業者」となることができます。認定

認証事業者となるための認定基準は電子署名法の施行規則や指針などに細かく規定されており、認定を受ける際には指定調査機関の調査を受け、認定基準を満たしていることが認められなければなりません。この認定認証事業者は単に「認定認証局」と呼ばれることがあります。

以上、電子署名法の構造を図示すると、図2のようになります。

電子文書に証拠性を与えるためには、署名法第3条の推定効が得られることが重要となります。それには“本人”によ

る電子署名であることを立証できる必要がありますが、かならずしも実印相当の認定認証業者による電子証明書でなくともよく、“本人性”を確保した特定認証業務の電子証明書であれば、第3条の推定効が得られると考えられます。例えば、電子契約には認定認証業者ではなく、特定認証業務を行う電子認証局（認証局）が適切に本人性を確保して発行する電子証明書を利用することも可能です。

法人の場合、電子署名法はあくまでも自然人が行うものとなっていますから、法人向けの電子証明書も人に対して発行する必要があり、当該法人の代表者、または代表者から委任を受けた者であることを公的書類等で証明した上で電子証明書の発行が受けられます。なお、証明書所有者が所属する組織や役職など属性情報の審査基準やそれら属性情報の格納場所などについては、認定認証事業者で構成される「電子認証局会議」が作るガイドライン⁵の中に詳細が記されています。

今回は認証局や電子証明書、電子署名の仕組みについて記述する予定です。

5 「電子証明書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドラインVer1.2」（平成28年4月28日）http://www.c-a-c.jp/pdf/report/guideline_ver1.2.pdf

署名法 第2条1項の電子署名

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

署名法 第2条3項の特定認証業務

電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

署名法 第3条 電磁的記録の真正な成立の推定

本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

署名法 第4条 特定認証業務の認定

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

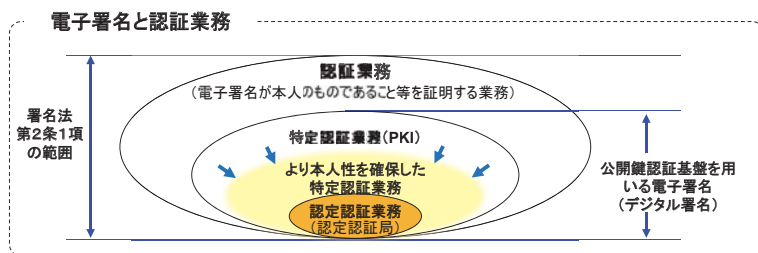


図2 電子署名と特定認証業務

契約書などの企業文書資産の電子化に

重要文書出張電子化サービス

VitalDSS

「重要文書出張電子化サービス VitalDSS」は、契約書などの企業の重要文書資産を電子化して分散保管を可能にし、**BCP 対策、リスクマネジメント**を行うサービスです。

●VitalDSSの電子化サービスレベル

カラースキャン

文書情報管理士による電子化監督

目視確認後の電子署名

PAdES によるタイムスタンプ付与

●手間いらず、リスクいらず

出張電子化、フルサービス

●もっとも真正性の確保できる電子化

e-文書法要件レベルの仕様、カラースキャン、PAdES

●もっとも安全な電子化

デジタルID暗号化PDFを提供、PCに証明書必要

●すぐ実施できる価格

料金が明確でページ数、ファイル数だけで予算化可能



HYPER GEAR **APIX** 株式会社 アピックス

※VitalDSSは、株式会社アピックスと株式会社ハイパーギアの2社の技術により実現しています。

詳細はココをクリック

VitalDSS

検索

お問い合わせは

vdss@apix.co.jp



IS 612404

不正競争防止法改正で高まる 電子文書・データ管理の重要性 —— ②

東京丸の内法律事務所

弁護士 上村 剛
う え む ら こ う

① はじめに

本年（2016年）1月1日から本格施行された改正不正競争防止法¹について、前回は電子文書・データ管理の観点から、改正点のポイントを解説した。第2回は、改正を踏まえて、改めて「営業秘密」の保護について、最近の裁判例の紹介を交えて検討してみたい。営業秘密に該当すれば直ちに民事上・刑事上の保護が受けられるわけではないが、営業秘密に該当することがこうした保護を受けるための条件となるため、きわめて重要な概念といえるからである。

前回と同じお断りで恐縮であるが、本稿の内容に関する責任はすべて筆者にあり、本項の内容は、筆者の所属する組織・団体等の見解をあらわすものではない。また、実際の事件への対応にあたっては、専門家等の意見を聞かれることをお勧めする。

② 営業秘密概説

前回から「営業秘密」という用語を特に説明することなく使用しているが、不正競争防止法上、営業秘密は、以下のよう

不正競争防止法2条6項

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

詳しくはこれから解説するが、要は、単に秘密にしている、というだけでは足りないということである。上記の定義を「因数分解」とすると、営業秘密とは、

① 秘密として管理されている（秘密管理性）

② 生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて（有用性）

③ 公然と知られていないもの（非公知性）

ということになる。どのようなものが上記の要件に当てはまるのかについては、最高裁の判断が見当たらないこともあり、学説・判例ともさまざまなものがあるので、ここではウェブ上でも入手が容易な経済産業省が公開している各種資料の見解に主として依拠し解説を進めたい。なお、「秘密」という用語は、不正競争防止法のほかにも、種々の法律で使用されているが、重なり合う面もあるものの、不正競争防止法の営業秘密の概念とは同一ではない。同様に、企業間で締結される秘密保持契約上の「秘密」も、その契約で企図される内容に左右されるため、営業秘密と必ずしも同一ではない。

(1) 秘密管理性

ア 秘密管理性とは

読んで字のごとくではあるが、「秘密」として管理されていることである。しかしながら、実務的にはこの点が最も争いになりやすいように思われ、最重要の問題であると同時に、前記のように異なる考え方も存在する分野である。

この点、経済産業省の営業秘密管理指針²においては、秘密管理性を満たすためには、その企業がその情報を秘密として取り扱っていることが、秘密管理のための措置（秘密管理措置）によって従業員等に明確に示され、従業員等が秘密であることを認識可能であることが要求されている³。

ただし、注意しておきたいのは、いかなる場合も最高水準のセキュリティが求められるという趣旨ではない。もちろん、

1 平成27年法律第54号による改正。

2 経済産業省「営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改定）」

3 前掲「営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改定）」5頁

何もしていないということでは困るし、情報漏洩の防止の観点からは最高水準の措置が講じられていることが望ましいのであるが、営業秘密に該当するかどうかという観点からは、その企業の規模や業態、情報の内容、従業員の職務内容といった個別の事情により、求められる秘密管理措置の程度は異なってくる。したがって、同種の情報であっても、ある会社にとっては営業秘密に該当するが、他の会社にとっては該当しないということがあり得るし、同じ企業内でも、部門ごとに該当性判断が異なることもあり得る⁴。

秘密管理措置の内容としては、①他の情報との合理的区分がされていることと、②その情報が秘密であることを（従業員等に）明らかにする措置とがある⁵。

①については、秘密情報と他の一般的な情報とが合理的に区分されていることである。どのようなものが合理的であるかは、企業毎にさまざまだが、その情報に接する従業員等にとって、秘密情報が含まれていることが判別できることが必要とされている。

②については、これも企業毎にさまざまであるが、その情報が秘密であって、一般情報とは取扱いが異なるべきという規範意識が従業員等に生じる程度 of 取組みである必要があるとされている。電子文書・データに関していえば、情報にアクセスできる者の限定、マル秘表示（ドキュメントファイルであればヘッダーへの付記、媒体への表示など）、パスワード管理といったことが考えられる。

イ 実務上の留意点

上記のように、秘密管理性は個々の企業の事情等によって具体的に判断されるが、まったく何らの措置も講じられていない場合には、営業秘密として認められない可能性が高い。裁判例の中には、全従業員数が10名の小規模な企業で、設計業務を担当する大半の従業員がパスワード入力なしにアクセスでき、かつ秘密であることの明示がなかったデータ（但し、バックアップ作業は特定従業員に限られ、IDとパスワードが必要）であるにもかかわらず、業務上の必要性からアクセス制限が難しいこと、外部と隔離された社内コンピュータシステム内に保管されていたことなどを考慮して、秘密管理性を肯定したものがある⁶。しかしながら、あくまで、この事例の個別事情の下でこのような判断がされたということであるので、パスワードを設定していなくても問題はないとまではいえないことはもちろんである。したがって、弁護士として助言するならば、やはり相応の措置が講じられる必要があると言わざるを得ないことになろう。

(2) 有用性

有用性とは、その情報が（経営者の主観ではなく）客観的に事業活動に有用であることである。営業に関する情報の他に技術上の情報も含まれる。例としては、顧客名簿、取引先リスト、設計図・製法などが挙げられる。

必ずしもその情報が「現に」事業活動に使用されていることを要するものではない。また過去の失敗事例集、失敗データのような、いわゆるネガティブ情報も要件を満たす限り有用性が認められる。

他方で、明確に規定はされていないが、企業の脱税、有害物質の垂れ流し、禁制品の製造、内外の公務員に対する賄賂の提供等といった反社会的な行為は、正当な事業活動とはいえず、有用性が否定される⁷。

(3) 非公知性

営業秘密に該当するとされるための三つ目の要件が公然と知られていないこと、つまり非公知性である。ある情報が「公然と知られていない」状態とは、その情報が一般的に知られた状態になっていない状態を指すが、それだけでなく、合理的な努力をしても容易に知ることができない状態も含むとされている。例えば、刊行物に掲載されている情報であっても、その刊行物が合理的な努力の範囲内で入手できないといった場合が考えられる⁸。なお、海外における情報の漏洩による非公知性の消失は、他の国にも及ぶとされるが⁹、外国刊行物に情報が掲載されていた場合で、その情報の管理地においてその事実が知られておらず、その取得に時間的・金銭的に相当のコストを要する場合には、非公知性は認められ得るともされている¹⁰。また、その情報の保有者と無関係の第三者が、たまたま同じ情報を開発・保有していた場合であっても、その第三者がその情報を秘密として管理している場合には、一般的に入手することは不可能であるから、非公知性は否定されない¹¹。

4 前掲「営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改定）」13頁

5 前掲「営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改定）」6頁以下

6 大阪地方裁判所平成15年2月27日判決＜セラミックコンデンサー事件＞裁判所ウェブサイト掲載

7 東京地方裁判所平成14年2月14日判決＜公共土木工事単価情報事件＞裁判所ウェブサイト掲載

8 経済産業省知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法—平成27年改正版—」44頁

9 小野昌延・松村信夫「新・不正競争防止法 第2版」（青林書院・2015年）344頁

10 前掲「営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改定）」16頁

11 前掲「逐条解説 不正競争防止法—平成27年改正版—」44頁

3 最近の裁判例から (裁判所ウェブサイト掲載裁判例)

(1) 東京地方裁判所 平成27年10月22日判決

会社の「名刺帳」が元役員により持ち出され、他社の営業活動に使用された事例である。判決は、名刺に記載された情報は、他人に対して氏名、会社名、所属部署、連絡先等を知らせることを目的として交付するためのもので非公知ではないとした。また、その名刺の集合体である名刺帳については、営業秘密に該当する余地はあるものの、本件では、会社別に分類して収納されているにとどまるなどの事情から、有用性がないなどとされた。

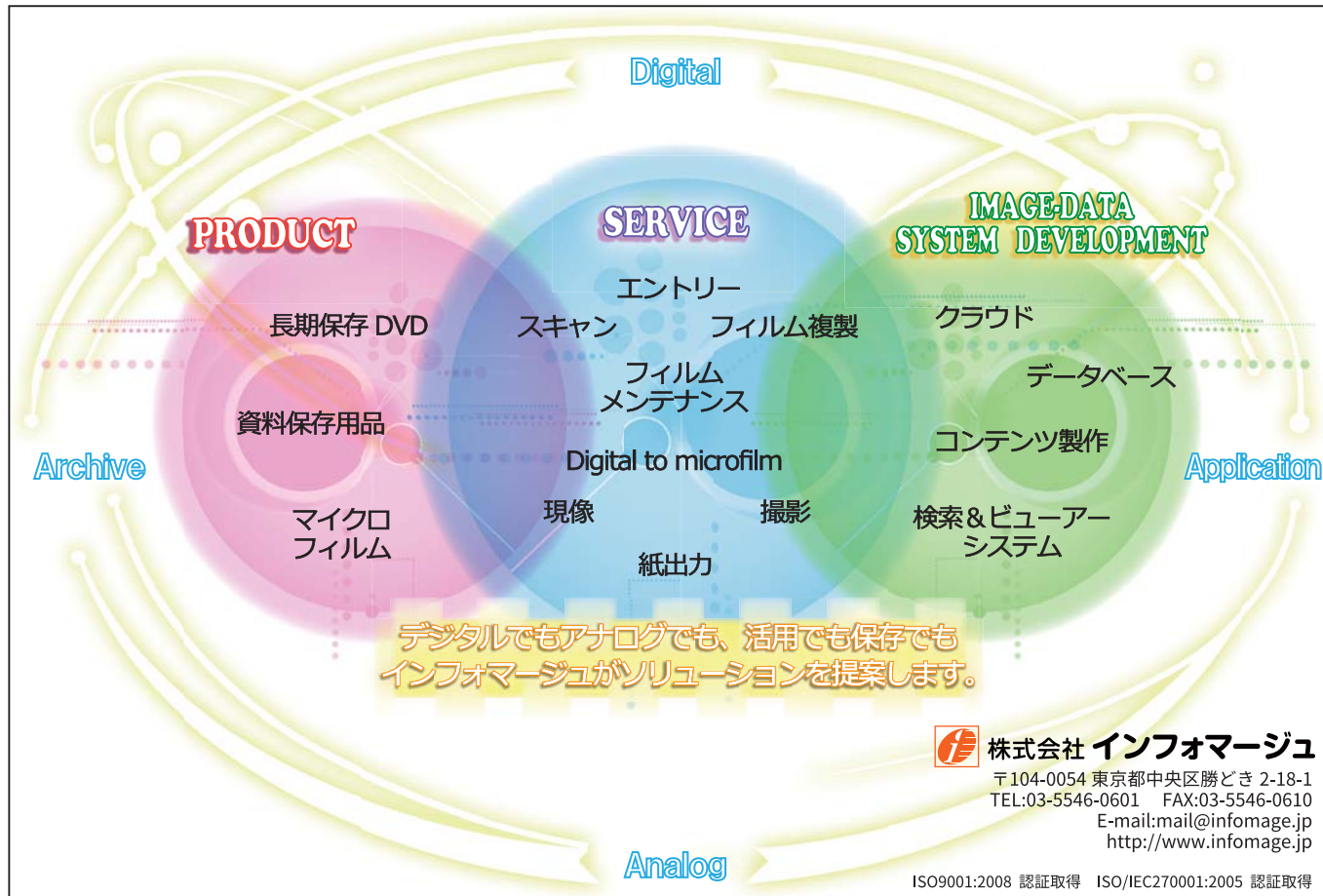
(2) 東京地方裁判所 平成26年4月17日判決

モデルやタレントのマネジメント・管理会社の元従業員が在職中にダウンロードして、退職後に他社で使用した登録モデル情報について、外部のアクセスから保護されたデータベースとして管理され、その入力・アクセスが特定の従業員

に限定されていたなどの事情の下で、この会社の業務内容からして、このような取扱いをすることにより、従業員に登録モデル情報が秘密であると容易に認識することができるようにしていたなどとして秘密管理性を肯定した。

4 留意点とまとめ

以上、営業秘密に関し述べてきたが、第1回で述べたように、営業秘密の、特に刑事上の保護範囲が拡大されており、これを機に自社の情報管理体制を見直すことも有意義ではないかと考える次第である。なお営業秘密に該当しない情報であっても、不正競争防止法による保護の対象とならないだけで、民法その他の法律の保護が受けられなくなるわけではない。また、そうした情報も含めて、情報取扱いの観点からは、取引先との間では機密保持契約、役員・従業員との間では秘密保持の誓約書徴収、就業規則等の規定の定めが有用であることはもちろんである。



「ふるさとの歴史資料」を守る

東日本大震災5年・宮城での被災地域史料保全

東北大学災害科学国際研究所
NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク

さとう だいすけ
佐藤 大介

宮城地区での地域史料保全と東日本大震災

宮城地区では、2003年7月に発生した連続直下型地震を契機に、大学の研究者や学生、市民が連携して被災した歴史資料の救済活動を実施する「宮城歴史資料保全ネットワーク」（宮城資料ネット）が発足した。その当時被災した五つの町村で、後に東北大学附属図書館に寄贈された斎藤善右衛門¹家の経営資料など20万点に及ぶ史料を救出した。その一方、被災各地で所在情報が分からないなどの理由で、多くの歴史資料を失う苦い経験をした。

この時、すでに国の地震調査研究推進本部から、宮城県沖を震源とする約40年周期の地震が高い確率で発生する可能性が発表されていた。宮城資料ネットは同じ過ちを繰り返さぬよう、2004年以降は、地域に残された歴史資料の所在確認と、さらには個別の史料を、コンパクトデジタルカメラで撮影記録する活動を二本柱として、2010年末までに412件の調査を実施してきたのである。この間の活動により、地域の歴史資料情報の収集とともに、行政、さらには所蔵者・地元暮らしの人々との関係が築かれていったのである。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、多数の人命、かけがえのない町の光景とともに、各地の歴史的な歩みを証する無数の歴史資料も失われた。「完全な所在調査」が行われていない以上、どれほどの史料が失われたのか知る術はない。

その一方、かろうじて消滅を逃れた歴史資料については、宮城資料ネットなど民間団体や、文化庁による「文化財レスキュー事業」において、相互に連携しながら、救済活動が実施された。

宮城資料ネットの活動については、これまでも各所で紹介する機会を得てきたが、今回は震災から5年以上が経過した、現在の状況について紹介したい。

「もっとも悲しい実証」

—デジタル画像で残された古文書の保全と「返却」

1999年から2005年まで、宮城県北上町（現・石巻市北上町）の町史編さん事業で整理された7家・約1万5000点の古文

書は、3月11日の津波で消滅した。北上総合支所のサーバ内に残された古文書画像データも消滅した。その一方、筆者も含めた当時の関係者の手元にあったデータは被災を免れた。このことは、古文書のデジタル撮影とその分散保管が、特に内容情報の保全において重要であることを示す「最も悲しい実証」となったのである。

これらのデータの保全については、約6万コマに及ぶデータの全件を、16ミリマイクロフィルムに転写した。デジタルデータの恒久的保存を確約する技術と制度が確立されていない以上、多額の経費をかけても、もっとも安定的な保存方法を選択することが責務であると考えたからである。もちろん、これが、従来宮城で行ってきたデジタル記録の意義を損ねるとは全く考えていない。デジタルデータがなければこのような対応は不可能なのであり、一般の市民でも可能な「とりあえず、デジタル撮影」が、災害対応において有効であることが保証されたと考えている。そのことを、今後も折に触れて強調していきたい。

一方、先祖伝来の古文書を失った北上町の所蔵者に対しては、ようやく昨年12月末に、写真帳とデータディスクを「返却」することができた。写真帳を見て号泣する方、「先祖から受け継いだ文書を失ったことが一番悔しかった。今日が一番嬉しい日だ」とおっしゃった方、地域の歴史を知る手がかりを何とか残したいと依頼される方。史料保全活動は、なによりも所蔵者と地域にとって必要な活動であることを、改めて確信する機会ともなった。

救出は続く —被災した歴史資料の確認と搬出

東日本大震災後、宮城資料ネットでは100件を超える被災歴史資料を救出している。現時点では保管箱900箱、約9万点の文書を一時保管している状況である。災害発生直後のように、連日の救援要請が寄せられる、という状況ではない。しかし、震災から5年を経過した現在もなお、個別の対応依

1 斎藤善右衛門：宮城県の明治・大正期の地主・実業家。私財を投じ、斎藤報恩会を設立、学術の発展に寄与した。

頼や、津波などで被災した古文書の情報が寄せられている。

前述した宮城県石巻市での古文書写真帳の提供に際し、一軒の所蔵者方では、津波で被災した古文書の原本を保管されていることが確認された。津波で自宅が流され、その後片付けに訪れた際、周辺に古文書が散らばっていたのですぐ拾い集めた、とのことであった。一方、誰に相談すればよいのか分からず、今までずっと保管していた、ということであった。先祖伝来の古文書への思いとともに、私自身が北上町史編さん事業でのアルバイトで整理した文書でもあり、私自身にとっても人生の一部を取り戻したような思いがした。一方、「津波で流出した」との思い込みによって対応を遅らせてしまった、という思いも頭をかすめた。この文書については直ちに仙台に搬送し、目下安定化処置に向けた対応について検討しているところである。

所蔵者の方に聞き取りを行うと、被災直後はそれぞれではなかったが、二年ないし三年を経て、ふと古い物への関心が強まった、という声もあった。今回のような大災害では個人所蔵の史料については、第一次対応の体制を短期間で緩めるべきではない、とも考えられる。

善意を支えに 一津波被災文書の安定化処置

宮城資料ネットでの津波被災文書への応急処置活動は、2011年5月から始まった。東京文書救援隊など保存修復分野の各専門家からの指導で、一般市民でも対応可能な技術を導入した。そのことを受け、多方面に呼びかけを行った。電子メールや公式サイト、仙台市博物館友の会やシルバーセンターでの呼びかけに加え、会員個人の友人関係など震災「前」からのつながりを生かしたものとなった。また、仙台地区内外の大学からゼミ単位での支援を受けて対応を続けている。

その当初は、文化庁その他の復旧・復興関連事業による資金的な裏付けも得て実施していた。しかし、事業のほとんどは、前年度末までで終了した。目下、毎週水曜日に完全ボランティアの形で作業を継続している。震災直後から参加している「常連」の方々を中心に、電子メールなどを通じての募集案内に数名の新規参加者もあり、1回あたり5～6名程度での活動となっている。また、東北芸術工科大学竹原万雄ゼミからは、毎月一度、石巻市で救出した個人所蔵史料の補修と整理・調査の支援を受けている。

経費の裏付けがあった時点では、平日5日間の作業を確保



今なお安定化処置が続く

できた。しかし、この頻度での活動をボランティアとして求めることは、社会通念に反するし、長続きもしない。当然、現時点では補修の速度が遅くなっている。しかし、現状において、宮城資料ネットに代わって対応出来る組織は存在しないようだ。また経費については、「短期間での成果」が求められる各種事業の制約を受けない形の方が、持続的な活動を行う上ではよいのかもしれない、などとも考えることもある。すべての被災史料への対応を終えるのに、今後10年では済まないだろう。このような状況においてどのような形での活動が相応しいのか、参加者の善意に心から感謝しつつも、個人的には迷いが続いている。

「従事者」から「史料保全の主体」へ —市民参加が生み出したこと

ところで、このような市民参加について、私自身は当初「人手不足の解消」程度の意味でしか考えていなかった。しかし、活動を5年間続ける中で、そのような発想は、市民の歴史に対する興味関心の深さに対する認識が決定的に不足していた、ということを痛感させられている。

現在、常連となっている参加者たちは、ほぼ全員、震災後の対応を通じて初めて古文書に触れることとなった。震災直後は大きく被災したが、復旧の速度が速かった仙台市からの参加者にとって、活動が自らの心の癒やしになっている、との声も聴かれる（「毎日新聞」平成28年3月16日付夕刊）。そのことに加え、古文書の保全活動が、結果的には現物に触れる機会を通じて、市民の歴史に対する関心を高める機会となっていることを知った。

安定化処置や撮影作業に際しては、依頼している文書が被災地の歴史を知る上で貴重な史料であることを直接伝えたい。私自身は「古文書が読める専門家」としての立場から、折々に目の前で作業をしている内容を即興で読んで伝える、ということを行っていた。その影響ということばかりではないだろうが、震災から一年を過ぎた頃、参加者の中から、「自



ボランティアの後、古文書を学ぶ

分たちが補修している文書には一体何が書いてあるのか」という興味関心が共有されるようになっていった。その結果、作業の終了後に、週一度程度の古文書解説講座が開かれるようになったのである。その中には、講座に加えて解説を独習し、ついには保全した史料を解説した報告書を編集するまでになった方も現れた。私からは、研究者に情報提供して満足するだけでなく、ぜひ自分で研究することにも挑戦してみてほしい、とも伝えている。

また、今年に入り、一部の参加者から、自分たちで現状確認から整理、報告書の作成まで一貫して行いたいとの申し出があった。その方々が個人所蔵者を対象にした保全活動を自発的に企画し、週1回の保全活動を始めている。

参加者が古文書に触れるきっかけとなったのは、東日本大震災という不幸な出来事であった。しかし、そのことが現物に触れる機会をもたらし、その内容に対する関心を深め、ついに自ら「研究」し、保全活動の担い手として主体的に活動する方々が登場した。震災を経験して初めて、宮城資料ネットは本当の意味での市民参加型の史料保全組織になった、といえるのかもしれない。

現在、さらなる裾野の拡大を図るため、仙台市や岩手県一関市などで体験講座を実施している。眼前の保全を進めながら普及活動を行っていくことは、それなりの労力をともなう。しかし、文化財行政を取り巻く現状の厳しさ、さらには国立大学での「文系廃止」通達といった逆風の中で、私自身としてはここに「最後の希望」を見いだしている、というのが率直なところである。

再生の象徴として 一石巻市・本間家土蔵の現在

最後に、保全した歴史遺産と地域再生との関わりとして、石巻市門脇の本間英一家の土蔵の現状について述べたい²。

本間家は、2011年3月11日の津波で被災した。古文書を

どを保管していた土蔵は、住宅地だった周辺から押し流された住宅が激突する中でも、奇跡的に倒壊を免れた。同年4月8日、津波被災地での最初の活動として国家所蔵の歴史資料の救出活動を実施した。救出された歴史資料は、宮城資料ネットや、東北芸術工科大学文化遺産修復センターなどの支援で修復され、現在は本間家に返却されている。

一方、土蔵については当初解体を決断したものの、宮城資料ネットが委嘱した一級建築士の調査で構造上の問題がないことが確認され、保存へ向けた取り組みが始まった。地元の郷土史団体などの支援により募金が集められ、土蔵自体の保全も実現することとなったのである。

土蔵は、町内会の再生の象徴として位置づけられ、各種行事の拠点となるとともに、国内外からも多くの来訪者を集めている。なお、昨年度に本格化した門脇地区での区画整理事業に協力するため曳屋が行われ、元の場所から10メートルほど移動した。これにともない一時中断した見学も、今年4月からは再開された。土蔵の内部には所有者の本間英一氏が自ら手がけた同家の歴史、さらには震災の記録が展示されている。

本間家土蔵周辺は、区画整理事業、さらには復興公営住宅や防潮堤兼用の道路工事により、その風景は震災前とは一変しつつある。1897年に建てられた本間家土蔵は、古建築としての価値を超え、震災以前の地域と現在とをつなぐよすがとして、新たな役割を果たしている。さらに、本間氏は自家の資料に加え、震災直後からの地域の様子を記録し、コミュニティーニュースとして発信を続けている。このような「草の根のアーキビスト」としての活動は、被災した地域の過去から未来という時間軸と、私自身も含め「今」その地域に関わろうとする人々とをつないでいくことだろう。



津波で被災した本間家土蔵（提供：佐藤敏宏）

2 石巻市本間家土蔵公式サイト
<http://www.hanadataz.jp/k/001/00/honma00.htm>



保存された本間家土蔵前での結婚式（2014年4月 提供：本間英一）

所蔵者自身が自らの家に残された歴史的な蓄積を公開することを決断し、そこに、地域の歴史に関心のある人々が集う環境は、結果的に歴史資料と、それが語る地域の歴史を災害に強いものにします。それ以上に、このような場は、地域の人々にとって、豊かな居場所になるのだと考える。

今後に向けて

地域に残された文化財・歴史資料をどのように守っていく

のか。東日本大震災での活動を通じて、実はそれらへの関わりは「内容を読み解く」事にとどまらない多様な関わり方があることを学んだ。言いかえれば、多様な活動領域を含んでいるからこそ、特定の個人や組織のみでそれを担うことなど、そもそも不可能なのである。宮城のように歴史資料ネットという形を取るのか、あるいは行政が主体となるのか、組織のあり方も、それぞれの事情に応じて多様であってよいだろう。

いずれにせよ、宮城での経験から強調したいのは、地域の歴史文化を守るという活動は、紛れもなく「ふるさとにとっての公共」だということである。その担い手には、誰もがなれる。歴史資料を守り伝えるための協働が広がっていくことで、多くの歴史資料が災害から守られ、さらにその土地の歴史を踏まえた人々のつながりや、身の丈に合った地域文化が生まれていけば、と思うのは、少々期待が大きすぎるだろうか。しかし、そのことこそ、歴史資料に関わる身として未曾有の巨大災害を経験した私個人の最たる願いである。

EM2015 プライベートクラウド・エンドリーシステムは QCD+S で理想的な運用を実現します。

Q

.....品質の向上

C

.....コストの削減

D

.....納期の順守

S

.....セキュリティの強化

JIS029キーボード



※信頼性と耐久性に優れた「静電容量方式(無接点)」を採用しました。
※キーの荷重が30gのため、指への負担が少なく疲れにくい設定です。



株式会社 **ハツコエレクトロニクス**

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8
Tel.03-5645-1561 FAX.03-5645-1563
<http://www.hatsucoh.co.jp>

直下型地震と富士マイクロのBCP



地震の爪跡が残る
熊本城

4月に発生した熊本地震は震度階級最大の震度7を2回観測したほか、6強、6弱と、連日にわたって発生したこれまでにない最強なものであった。現在でも余震が頻発するなか、JIIIMA会員企業である富士マイクロ株式会社がこの状況にどのように向き合い事業を継続したか、手記を寄せていただいたので紹介したい。

富士マイクロ株式会社

代表取締役 ひさ なが こう ぞう 久永 耕三

本震4月16日土曜日午前1時25分

自宅で睡眠中に、直下型地震の突き上げる縦揺れで目が覚めた。本震発生時の揺れは20分間止まることなく続いた。会社と自宅のある熊本市東区で、本震後30分間に震度6強1回、6弱1回、震度4を4回経験した。ラジオでは津波警報がでており、市民病院倒壊の恐れという報道もあり、阿蘇を震源とする地震の発生、阿蘇大橋の落下、大分へ地震の連鎖という、大惨事が朝まで次から次へと起こった。地面からは大きな地鳴りがし、ひっきりなしに緊急地震速報のチャイムが携帯から流れ、そのたびに身構えた。気象庁の記録を見ると朝の7時までに39回の地震が発生していた。

後の社員の話では、連続する地震の中、津波を恐れ5人乗りの車に家族7人乗せて高台まで避難した者や、両親と連絡が取れず実家へ安否確認に出かけた者、屋外に避難し瓦やモルタルの落ちる音を聞きながら過ごした者、車の中で過ごした者などさまざま居り、それぞれの環境下でそれぞれ状況を判断し激しい揺れから身を守っていた。皆生きることだけで必死だったと思う。避難所は、すぐにいっぱいになり体育館の中も安心していられる状態ではなかったとのことだった。

出社

翌16日土曜日は出勤日であったため社員が出社しないよう、明け方の5時過ぎには出勤停止のメールを配信した。しかし私は、点検のため7時過ぎに会社に向かった。震源地である益城町から本社は6kmの位置と近かったが、4階建ての社屋の外観はとりあえず問題ないようだった。しかし2階に設置していたL型カメラは20cm以上も移動していた。現像機は倒れ、液が床にこぼれ、酸の強烈なニオイが立ちこめ

ていた。社屋の3階4階では、連結したキャビネットや棚の倒壊により、機器の破損やファイルの散乱もおきていた。このような状況ではあったが、幸いお客様からの預かり品や納品物は、1階の耐火書庫に移動させていたため被害がなく、その点においては胸をなでおろした次第だ。こぼれた現像液などの対応のため、出社可能な社員を集め緊急処置を施した。社内のインフラに関しては、停電はおきなかったが、断水は2週間続き、そのためマイクロフィルムの現像はようやくGW明けに可能となった。

眠れぬ車中泊

本震当日、会社の緊急処置を済ませた後、帰宅すると既に近所の人たちは安全な場所へ避難していた。自宅は河川に近く、記録的大雨予報も出ており、水害と余震による自宅の倒壊を恐れ、私も近くの病院の駐車場に空きを見つけ車を停めた。豪雨の中、朝まで車中で過ごした。前震、本震、車中泊と眠れぬ日が3日続いた。誰もがみな戦々恐々とした精神状態になっていた。

そのあとも地震は続いた。大きな揺れが起きると建物の外壁タイルや瓦などが落下してくる。ブロック塀も倒れてくる。自宅などの普段の駐車スペースは決して安全ではないため、公共施設や大型店舗などの駐車場や空き地は車中泊目的の自動車であふれていく。ひとつのマンションの住民だけで避難所やスーパーの駐車場が埋まってしまう。安全な駐車スペースを確保することは容易なことではなかった。

熊本市の被災状況と施設内に潜む凶器

マスコミの報道では、益城町、南阿蘇村と熊本城の被害が大きく報道されていたが、熊本市においても多くの施設が被

災した。全壊判定のオフィスビルやマンション、校舎もある。日常利用するショッピングセンターや公共施設などの大型施設は本震で天井パネルが落下している。カーディーラー等のショールームのガラスは割れ、多くのオフィス内においてはキャビネット類が将棋倒しになった。被害は上層階に行くほどひどい状態になる。図書館でも同様に棚が倒れ、本が散乱した。震度6強を越えると天井パネルのような建物の非構造部材や書棚のような備品が凶器に変わることが如実にわかる。書類の「重さ」は揺れを増幅し、倒れた書棚が直接的に人へ危害を与える。また建物の内装を破壊する。増幅された揺れは建物の構造部をも破壊するのだ。直下型地震の衝撃は大きい。

幸い死者負傷者の数が少なかったのは、多くの人々が活動していない深夜に起きたことと、前震の翌日であったためさまざまな対策がとられたことが大きい。また、自衛隊・消防・警察も熊本に集まってきており、事実1709名もの生存救出が行われた。

前震がおきずに昼間に本震が直撃していたら大惨事になっていたと県民誰もが思っている。

事業継続計画（BCP）の策定・実施

私は東日本大震災が発生した2011年に事業継続計画を体系的に学ぶため、事業継続推進機構（BCAO）の事業継続初級管理者セミナーを受講していた。その中で最も講師が強調していたことは、「BCPを策定し、中核事業の施設・設備が復旧してもキャッシュフローが回らなくなり倒産した企業が多くある」ということだ。そうならないためには「営業活動は平常時と変わらず動かし続けること」「受注残の納期を守ること」そのためには「全てのひとと時間を復旧に投入してはならない」ということであった。この話を思い出し、作業場の復旧には営業部員を充てずに行い、営業部員にはお客様の状況を収集する役割をさせた。



幸い建物には大きな被害がなかった本社社屋

また同じく2011年には、中小企業庁のBCP策定様式をダウンロードし計画書を作成してみた。概要をつかむ目的であったため組織への落とし込みはしていなかったが実践的な運用を少しは練ることができた。

安否確認に関しては、社員全員に会社携帯を持たせており、それで確認することができた。緊急連絡網は日頃常に更新して配布していた。九州は台風が多いため緊急連絡網の活用度が他地区よりも高く常態化できていた。

BCPの想定外

地震後の生産活動に大きな影響をおよぼしたのは、意外にもパート従業員の出勤時期の遅れであった。熊本地震は余震が長い期間続いたため学校の再開に3週間以上かかった。そのため子供のいるパート従業員の多くは、地震発生から一か月以上経った5月中旬の出勤となった。学校の再開が事業継続に影響することは全く想定できなかった。

BCPにおける最も大きな脅威

初めて体験した震度6の衝撃は想像以上であった。体験して初めてわかったのは、防災対策やBCP策定時に体験したことのない脅威をリアルに想像出来るかどうかということだ。策定メンバーの想像力の差、認識の低さが最大の脅威だと考えられる。弊社でもこの教訓を生かしBCPのあり方を今一度見直し組織に落とし込んでいく方向でいる。

日本の国土の成り立ちを考えると、熊本で起きていることは、長い時間をかけて各地で起きていくことと思う。この日本で生活し、仕事をし、暮らしていくならば、「自然災害と共に暮らす」覚悟と、「自然災害から暮らしを守る」仕組みを作り備えることが大切であると改めて感じている。

熊本の復興に向けて

熊本の復興には長い時間がかかると思われる。イメージ情報報業として、紙書類の重さや紛失に起因するリスクの解決策としてのペーパーレス化を推進し、この熊本地震の伝承と、また起こりえる災害から貴重図書や企業情報を保護し、熊本の復興に貢献していきたいと考えている。

最後になりましたが、このたびの熊本地震被災に際しまして、各方面からのご厚情に心より感謝申し上げます。また余震の恐怖と環境の大きな変化で自宅の片づけも進まない中、職場の復旧に取り組んでくれた従業員にも感謝します。直下型地震の理解と備えのご参考になればと思います。

電子社会に適応する文書管理

株式会社PFU うす い のぶ あき 臼井 信昭

これまでスキャナにまつわるいろいろな話をしてきました。今回はその最後として今後スキャナ、スキャニングがどのような考えのもと進んでいくのかを考察したいと思います。

紙生産量の減少とデジタルデバイスの増加

今まではどのような不景気であっても紙の生産量が減少することはありませんでした。しかし近年は、二酸化炭素削減活動や海外諸国の政府機関等の電子化推進、モバイル機器の普及などで、2008年ごろから紙の生産量が徐々に減少してきています¹。仕事上でもネットワークを介した資料の共有は当たり前になりつつあり、会議に参加者同士の端末とプロジェクターを連携させて会議室全体に資料を投影する技術も登場するなど、ますます業務で紙を利用することが少なくなってきました。これは今後、スキャンする紙文書の量が減ってくることを意味するのでしょうか。

スキャニングを価値あるものにする

これまで行われてきた文書管理は、紙文書をファイルして保存するファイル管理でした。スキャニングもその延長にあるような形で、単に紙を読み取りサーバに貯め置くというものでした。電子化することで文書の共有ができ、ある程度の効率化はできましたが、近年はさらなる効率化を目指したり、ボーナデジタルとの融合やグローバルな流通にのせる必要が出てきています。そのためにはスキャンした電子化文書に付加価値をつけ、体系的な管理をしていかなければなりません。

業務上の利便性のために検索しやすくするメタデータの付与はもちろん、その電子化文書が真正で信用に値するものかどうか、応えるものであることがポイントです。標準規格に則って作成されているか、法的要件を満たしているか、業務のエビデンスに基づいた管理体系の中で生成されているか。現在JIIMAが進めている統合文書管理のISO化の中でも謳われている「規定通りに正しく作成されている」ことが重要なのです。たとえばクラウドを利用してグローバルで文書をや

りとりする場合、国際基準で作成されなければ、国をまたいだ利用もできず、効率化も信頼性も損なわれます。

選べる撮影機器

28年度の税制改正で、スマートフォンやデジタルカメラでの税務関係書類の撮影が許されるようになりました。このように最近では手軽で誰もが利用できるデジタルデバイスがスキャナと同じ紙文書の電子化に使用されつつあります。もちろん手軽さゆえに法的要件をクリアするにはいろいろな制約が付きませんが、原稿台と一体型のスキャナしか使用できなかったときに比べれば大きな変化です。

とはいえ本来のスキャナも改正された国税要件を満たす機種が出始めています。あらかじめ要件に設定されたものやソフト的に機能を補うもの、ソリューションとしてコンサルティングが付随するなど、サービス付きで充実してきています。国税関係書類のスキャナ保存は、単に要件を満たす条件でスキャンをすればよいだけでなく、相互けん制などの内部統制も必要になりますから、業務全体を見据えたうえで機器やサービスを選ばなければなりません。

従来からあるADFやフラットベッド、複合機などのスキャナに加え、光源を振るタイプ、持ち運びに便利なハンディタイプのスキャナも登場しています。

領収書をスキャンするのか、契約書を取り込むのか、一枚なのか、綴られたものなのかなど、対象物や業務に合わせて、場合によっては複数台完備するのもよいでしょう。

向上するスキャン精度

さてスキャナ機器の読み取り方法にも変化がおきています。

主流であった光学フィルタを採用したスキャナのほかに分光反射率を利用した分光スキャナが開発されつつあります。

1 製紙産業の現状と今後の方向性（経済産業省製造産業局 紙業服飾品課 2015.6）より

分光スキャナは、スキャニング対象物からの光をRGBやCMYKなどの各色の光学フィルタを通して色を取得する光学フィルタタイプと違って、おおよそ380nm(ナノメートル)～630nmの周波数の光(通常の視力を持った人間が見える光の周波数の範囲)を5nm～10nmごとに8ビットあるいは16ビットの信号に変換するスキャナのことです。この値を分光反射率といい、分光スキャナはこの分光情報を取得して入力します。

光学フィルタは、色がフィルタの特性に左右されてしまうため、色変換テーブルを利用して、光学フィルタで生じた歪みを取り除くカラーマネジメントを行わなければなりません。また一般的に色再現範囲が狭く、鮮やかな色を表現しにくいという欠点があります。

一方、分光スキャナは取得情報が多いため、色再現域が非常に広く、現物に近い色を再現することができます。しかし各画素で光学フィルタに比べて8倍程度の容量をもつため、データ量の多さに扱いにくいものとなり、つい最近までは大学の研究室でしか実現できていませんでした。

分光スキャナの特長を整理すると以下となります。

再現域が広く、現物とほぼ同じ色が再現できる

分光フィルタによる色再現範囲は最大であることが物理的に証明されています。一見モノクロに見える、色がうっすらとついているようなものを検出できるほど精度がよく、巧妙な改ざん痕も容易に検知(修正液の痕や紙の種類も判明)できます。

色調補正や圧縮による劣化が少ない

対象物の色を細かく取得しているため、濃度や色調補正を自由に設定しても劣化することがほとんどありません。それは文字の見読性にも反映され、文字と紙の境目(文字を黒とした場合RGB(0, 0, 0)、紙を白とした場合RGB(256, 256, 256))がクリアに入力されます。この点は圧縮の際にも生かされ、解凍後も優れた文字の見読性が保証されます。

このような分光スキャナですが、現段階では分光センサーが高価なため特定の会社の試作品しかなく、製品化には検討を要しています。本格的に普及するには、まだちょっと先になると思われます。

圧縮技術の進歩

圧縮技術そのものにも開発の芽がみられます。現時点ではJPEG、JPEG2000が主に使用されていますが、これらの圧縮は写真など画像を圧縮するケースに主に使われており、文字を主体とした紙文書の圧縮にはあまり適しているとはいえません。現在、大量の紙文書(文字)に焦点を当てた新たな圧縮アルゴリズムを構築しようとする動きがあります。まだ開発段階で名称などはありませんが、文字のように紙の白からいきなりまっ黒に立ち上がる文字周辺部の画素値の急激な変化を解凍後にも再現できるという特長があります。次世代の圧縮として今後の動きに注目してください。

世界で求められる文書を流通させるために

日本は欧米に比べて電子化・電子文書化が遅れていると言われています。米国では政府が電子化を推進しており、韓国やオーストラリアも電子化へ移行しています。ITの発達で情報や文書が瞬時にやり取りされるグローバル化社会においてビジネスを行うためには、日本も電子化・電子文書社会にシフトしていくことが求められます。

その一歩として、紙を手元に置いておく、仕事を始める前に紙を探し出すといった紙主体の日常から脱却する意識を持つことです。その意識を全社的に広げ、新人研修などでは文書管理の基礎教育を徹底していただければと思います。

「真正性や見読性を担保した文書管理」を念頭におき、国際規格に照らした、文書の作成基準、メタデータの付与や廃棄を含む利用基準を管理規程で定め、システム化してください。規程通りに運用されているかの監査も定期的に行い、継続されていない場合は、原因究明と対策を施してください。業務体制や情勢の変化に合わせた見直しも必要です。電子文書が主流となっている現在、ボーンデジタル文書、e-mailやデータベースなどについても管理が必要になるでしょう。

このように管理された電子化・電子文書は、業務を快適にし、コスト削減や生産性アップに貢献するものとなり、グローバル化社会においても競争力を発揮するものとなるでしょう。

6回の連載は今回で最後です。スキャンの歴史に始まり、最後はスキャンした電子化文書を中心に今後あるべき文書管理を想定しました。ご参考になれば幸いです。



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

省スペースと高性能を両立したデジタルフィルムスキャナー

マイクロフィルムスキャナー

SL1000

- 設置場所を選ばない軽量・小型設計
- レンズ交換が不要な6.8~54倍の超ロングズーム、電子ズームとの併用で105倍まで表示可能
- 最大600dpiの高解像度
- カラーマイクロフィルム画像の電子化が可能
- タッチパネルに対応した専用アプリケーションを標準装備

PCと共にデスクトップに設置可能なデジタルフィルムスキャナー。優れた再現力と対応力で、様々な形態のフィルムを鮮明に読み取り可能です。専用アプリケーション「SL-Touch」はタッチパネルディスプレイに対応し、マイクロフィルムのデジタル化をスムーズに行えます。



Lineup

他にも、高速・高画質なマイクロフィルムスキャナーを取り揃えております。

MS7000MKII
MS6000MKII



※写真はMS7000MKIIです。

ブックスキャナー

書籍原稿を鮮やかにデジタル化するフェイスアップスキャナー

EPICWIN 5000CMKII

- A3サイズ対応、原稿上向きセット方式スキャナー
- フルカラー・グレー・モノクロ2値でスキャン可能
- 最大600dpiの高解像度
- ブックスキャンに適した各種デジタル処理技術を搭載
- 軽量化&小型化を実現

ブック補正機能により、書籍原稿の原稿曲がり、文字縮み補正、綴じ部分削除、指消し、枠消し、センタリングなどの機能で、書籍原稿やシート原稿を美しく再現することを可能にしました。



フルカラー・フェイスアップブックコピーシステム

BookPro 5000CMKII

貴重な文献や分厚い書籍を上向きのまま読み取り、原稿を傷めることなく、簡単・きれいにコピーできます。



※写真はオプションを装着した状態です。
※コインバンダー対応可能。

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023
東京都港区芝浦1-1-1

<http://www.konicaminolta.jp>

●商品に関するお問い合わせは ☎ 0120-805039

受付時間／9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)



市史編さん事業と 着実なファイリングで 統合された —— 藤沢市文書館

江の島で有名なさわやかな海辺のイメージのある湘南。その中心に位置する藤沢市は、主婦が幸せに暮らせる街全国1位になったこともある。JR藤沢駅から徒歩10分。市庁舎にも近く利便性のある文書館、中島淳一館長にお話を伺った。

JIIMA 広報委員会

なが い つとむ
委員 長井 勉

広報委員 開館は昭和49年と伺っています。神奈川県では公文書館オープンの第一号ですね。

藤沢市文書館 昭和49年7月の開館で全国では6番目です。当時、市町村立では下関市立長府図書館の附属施設である下関文書館（昭和42年開館）だけで、単独館としては藤沢市が初めてです。その後、神奈川県では昭和59年に川崎市、平成5年神奈川県、平成18年寒川町、平成26年に相模原市が相次いで開館しました。

広報委員 この建屋は当初から建設されたものですか。

藤沢市文書館 ここはかつて横浜地方法務局藤沢出張所（登記所）でした。昭和49年に藤沢市に移管され、文書館としてリニューアル、その裏に書庫を設置しました。その年の6月には「藤沢市文書館条例」が可決され、7月1日にオープンしました。その後旧登記所施設を解体し、昭和60年2月に今の建屋となりました。

広報委員 館設置のきっかけは何でしたか。

藤沢市文書館 昭和41年から市史編さん事業が開始され、旧家などから歴史文書・資料の収集を行いました。ところが事業が終了した後、収集した資料類が散逸するケースが多く見受けられたのです。せっかく収集した歴史文書の散逸は全国的にあったようですが、これは避けなければならないという意見が市史編さん委員会や旧家の方々からも出て、保管施設が検討されました。

市史編さん委員長をされた学習院大学名誉教授の故児玉幸

多先生からも金子小一郎市長（当時）に強く文書館設置の要望をされたと聞いています。児玉先生は文書館運営委員会初代委員長も務められ、書いていただいた直筆の表札は今でも大事に保存しています。

広報委員 編さん事業はその後どうなりましたか。

藤沢市文書館 昭和56年に終了し、全7巻と年表1冊を刊行しました。閲覧室で市民の皆様にも見てもらうことができます。

広報委員 市史編さん事業で収集された資料はどのくらいありましたか。

藤沢市文書館 古文書が約16万点、行政文書は約4万点ありました。旧家などから借用した文書類は一部をマイクロフィルムにした後、紙焼きをしました。寄託または寄贈文書も多くありました。

広報委員 開館前から編さん作業をされていたということは



市民資料室

て継続的に実施しています。

広報委員 こうした業務は何名の体制で行っていますか。

藤沢市文書館 現在、正職員4名、嘱託職員1名、非常勤職員9名でさまざまな業務に対応しています。

広報委員 2年前に開館40年を迎えられたそうですが、何か記念イベントなどは企画されましたか。

藤沢市文書館 特に大きなイベントではありませんでしたが、藤沢市史講座「藤沢の歴史を編む」を開催しました。昨年(平成27年)は長後、御所見、遠藤^{ちようご ごしよみ えんどう}の市内北部地域の合併から60年の節目を迎え、合併の経緯を表す資料や都市計画に関する展示会を11月に開催しました。当時の金子小一郎市長宅に保存されて、その後寄託された資料も展示しました。

広報委員 「東京オリンピックとふじさわ」の企画展示も開



藤沢市が提出した3町村の合併申し入れ書

インタビューを終えて

調べてみると、藤沢市文書館の設置当初の計画では「教育センター機能」を備えた複合施設だったそうだが、その後この文言が削除され「歴史及び行政に関する文書資料を収集、保存し、その公開を図る」となったそう。おそらく教育機能を備えれば担当部門は教育委員会となり、編さん事業や古文書の収集に軸を置くことになるが、昭和30年代に多くの公文書が廃棄された反省から公文書管理に焦点が合わせられたと考えられる。やはり「公文書館」は政策決定のプロセスを物語る公文書の、しかも選別された歴史的公文書を最終保存し公開する地でなければならない。

さてインタビューで昭和56年にファイリングシステムを導入したという話を聞いた。ファイリングシステムは、図書「ファイリング&情報共有なるほどガイド(くろがねファイリング研究所編著)」によると「レコードマネジメントのプロセスの中ですでに発生し存在している記録情報を整理し、体系的に管理しようとする手法です。保管、保存、活用、廃棄が主体となり、これまで未整理の情報を整理し、運用につなげることにあります」と定義されている。そのためにファイリングキャビネット、フォルダ、バインダー、ボックスファイリング、割り付けまたは積み上げによる分類方式、文書の置き換えなどの道具と手法が必要になる。同書によると昭和33年香川県庁がファイリングシステムを導入し、昭和34年には兵庫県西脇市が地方自治体として初めて集中管理によるファイリングを実施したとい

東京オリンピック関連の展示会で展示された写真「先頭を行く当時中学生の現鈴木恒夫市長」



催したと聞いていますが。

藤沢市文書館 藤沢市は東京オリンピック時にヨット会場になってから50年経過し、それに関連した展示会を企画しました。当時中学生だった現鈴木恒夫市長は聖火隊の一員で、本人の写っている写真を展示しました。文書館は一般の方々に馴染みが薄いので、少しでも多く興味を持ってもらえるように藤沢の歴史を伝える地道な活動を続けています。

広報委員 本日はありがとうございました。ますます魅力ある文書館づくりを期待しています。

藤沢市文書館

開館 昭和49年7月1日
施設 鉄筋コンクリート3階地下1階 閲覧室(市民資料室)、書庫、展示室、会議室
所蔵資料 地域歴史資料約17万点、歴史選定行政文書約5万点、明治～昭和56年度永年保存文書(簿冊)約7千冊、昭和56年～平成26年度文書箱約1万8千・フォルダ数約18万5千、その他市政、郷土資料など約4万5千点、ほか
開館時間 午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始休)
交通案内 JRまたは小田急線藤沢駅から徒歩10分

う。同研究所では、これまで全国100以上の自治体にファイリング指導していると聞いた。その手法は全員参加で作り上げ維持していく方法で、対話型の実地指導を重視し、一人ひとりの職員の文書整理のスキルアップを図ることを目的にしている。文書主義の公務員に必須の研修である。

藤沢市でもスムーズな文書管理の流れと情報共有化などのルールを求めて、開館の7年後にファイリングシステムを導入している。明治期から昭和56年までの公文書は簿冊単位での保存だが、その後フォルダ方式で保存されていることからその変遷がわかる。この導入が公文書の散逸を逃さないばかりか、クオリティの高い文書館発展の要因になったと推察できる。特にHPから閲覧できる豊富な材料を利用したデジタル郷土資料写真検索システムは充実している。

これまで各地公文書館を取材し、中にはファイリングシステム未導入の自治体もあったが、そのケースでは現用・非現用文書の管理フローが上手く運用されていないと感じていた。そう考えると、公文書館の機能と役割の確立に全庁的なファイリングシステムの導入は欠かせないのかもしれない。

ファイリングシステムを導入し、公文書管理機能に重点を置く藤沢市文書館。今後の発展を心から願いたい。最後に、尽力された故児玉幸多先生やこれまで文書館活動を支えた方々に敬意を表します。



KIU会員に お任せください。

業務効率化や情報共有化、BCP（事業継続計画）策定、災害時や情報セキュリティなどの対策においてデータ管理だけでなく保管する文書や記録についてさまざまな課題が山積しています。

さらにIT技術の進化は、情報端末、コンテンツ、クラウドなど目まぐるしく変化しています。

私たち、経験豊富で高い技術力を持つ関東イメージ情報業連合会（KIU）会員各社はドキュメントサービスのプロフェッショナルとして、文書情報管理における多様化する課題（保存と活用など）とお客様のニーズに最適なお提案をいたします。

（KIUは、各種記録媒体への入出力と記録保存、システム開発、資料保存に関するコンサルティングサービス等を業務とする右記の関東一円の企業で組織された業界で唯一の団体です）

ドキュメント・サ コンプライアンスを確かなものにするデ

（有）飯島写真製作所

〒286-0041 成田市飯田町188-4
www.iijima-co.com

0476-27-2345

（株）インフォマージュ

〒104-0054 中央区勝どき2-18-1
www.infomage.jp

03-5546-0601

エイチ・エス写真技術（株）

〒210-0015 川崎市川崎区南町16-20
www.hs-shashin.co.jp

044-244-5121

関東インフォメーションマイクロ（株）

〒320-0071 宇都宮市野沢町602-2
http://kantoinfo.net

028-665-9777

（株）ケー・ビー・アイ・エス

〒140-0013 品川区南大井6-16-16

03-6436-8441

（株）国際マイクロ写真工業社

〒162-0833 新宿区笹岡町4-3
www.kmsym.com

03-3260-5931

桜工業写真（株）

〒141-0031 品川区西五反田8-3-13

03-5436-1821

（株）サンコー

ビジネスソリューション東京事業部
〒104-0045 中央区築地3-5-4
www.sancoh.co.jp

03-3541-2035

（株）サンマイクロ

〒156-0051 世田谷区宮坂2-12-4

03-3425-0431

（株）ジェイ・アイ・エム

〒102-0072 千代田区飯田橋3-1-11
www.jim.co.jp

03-5212-6001

（株）ジムサポート

〒143-0006 大田区平和島5-8-4

03-3761-1301

中央光学工業（株）

〒112-0012 文京区大塚3-16-3
ファミリー小深田1階

03-3943-7411

ービスのプロ集団

デジタル記録管理とマイクロフィルム入力・変換／長期保存対策

中央光学出版(株)

〒105-0003 港区西新橋3-11-1
www.cks.co.jp 03-6271-5561

(株)ディック

〒183-0026 府中市南町2-6-38 042-336-3851

東京ソフト(株)

〒140-0014 品川区大井1-28-1
www.tokyosoft.com 03-5746-3072

東京都板橋福祉工場

〒175-0082 板橋区高島平9-42-1
www.jcws.or.jp/ 03-3935-2601

東日情報処理センター(株)

〒321-0983 宇都宮市御幸本町4864
www.toh-nichi.co.jp 028-663-1221

ナカシャクリエイト(株)東京支店

〒105-0013 港区浜松町2-2-3
www.nakashaco.jp 03-5401-3636

(株)ニチマイ

〒113-0033 文京区本郷1-10-9
www.nichimy.co.jp 03-3815-1231

(株)プリマジェスト

ソリューションビジネス本部 統括2部
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580
www.primagest.co.jp 044-578-5122

(株)福祉工房アイ・ディ・エス

〒191-0003 日野市日野台5-22-37
www.fukushiids.com 042-584-6161

富士マイクロ(株)東京支店

〒105-0004 港区新橋1-18-21
www.fujimicro.co.jp/ 03-6869-0862

(株)ミウラ 東京支店

〒141-0031 品川区西五反田8-3-6
www.kkmiura.com 03-5436-3211

幸商事(株)

〒238-0006 横須賀市日の出町2-5
www.bs-miyuki.co.jp 046-822-4976

ムサシ・アイ・テクノ(株)東京営業所

〒104-0061 中央区銀座8-20-36
www.musashi-i-techno.co.jp 03-6278-8432

ムサシ・イメージ情報(株)

〒135-0062 江東区東雲1-7-12
www.musashi-ij.co.jp 03-6228-4056

(株)ムサシ・エービーシー

〒104-0041 中央区新富1-9-1 新富191 3階
www.musashi-abc.co.jp/ 03-6228-4810

ムサシ・フィールド・サポート(株)

〒104-0061 中央区銀座8-20-26
www.musashi-fs.co.jp 03-3546-7779

(有)八千代マイクロ写真社

〒276-0047 八千代市吉橋1834-2
www.yachimai.co.jp 047-450-1616

山崎情報産業(株)

〒101-0032 千代田区岩本町1-12-3
www.yamajo.co.jp 03-3866-1156

(有)大和マイクロサービス

〒242-0022 大和市柳橋4-15-8 046-263-7255

(有)山本マイクロシステムセンター

〒381-2221 長野市川中島町御厨1963-5
www7.ocn.ne.jp/~imsymc/ 026-283-5353

(株)横浜マイクロシステム

〒220-0061 横浜市西区久保町13-25
www.ymssystem.com/ 045-242-0695

(株)れいめい

〒130-0023 墨田区立川4-5-10
www.reimei.com/ 03-3634-2100

(50音順)



関東イメージ情報業連合会

〒104-0054 東京都中央区勝どき2-18-1 黎明スカイレジデル
(株)インフォーマージュ内
TEL / FAX (03)6204-2761

標準化委員会の歴史

標準化委員会はJIIMAでも長い歴史のある委員会です。当初はJIS規格の制定や改定に力点を置き、JIS中心に活動してきましたが、最近はISOの方に力点が置かれてきています。これはWTO(世界貿易機構)／TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)の、各国の類似した規格はできるだけ国際規格にあわせ、製品や技術の障壁をなくしていこうとする動きによるものです。つまり各国で国内標準を作成するとき、ISOの規格をベースにすることで、公平なルールが作成される、また、すでに各国で了承された規格を採用することで紛争や対立を生じにくくさせるという考えに基づいています。

ISOとグローバル化

ISO規格を国内に適用させるために標準化委員会では、それを翻訳しJIS化しますが、最近は英文のままで日本語にしない場合がほとんどです。もちろん、規格の種類によっては日本の事情に合わせる必要もありますが、グローバル化が進むなかで世界のマーケットでビジネスをするためには、国際的に共通のISO、IEC(情報技術の標準化)、ITU(電気通信の標準化)の規格をビジネスのルールとしてそのまま適用させる方が望ましいと考えられるようになってきたのです。

JIS、ISOの規格制定までの流れ

JIIMAはこれまで、業界団体の立場で必要な規格作成を提案してきました。JISの場合、提案が認められると、JIS原案作成委員会を設置して原案を作成し、経済産業省に設置されている日本工業標準調査会(JISC)で審議され、承認されるとJISとして発行されます。現在は、“磁気テープによるデジタル情報の長期保存方法”のJIS化を進めています。

第10回 標準化委員会

国際化に対応するビジネスのルール作りを目指して

インタビュー

委員長 木村 道弘
総合文書標準化WG リーダー 臼井 信昭
ISO WG リーダー 伊藤 泰樹

標準化委員会の活動は、JISからISOに軸足が移っています。グローバル化によって必要性が益々高まる国際標準規格の策定までの流れや規格成立目前の統合文書管理規格の重要性を伺いました。



一方ISOは、フィルムの感度で知られるISO100や400というものでなじみがあると思いますが、これもフィルムメーカーがフィルムの感度を国際規格として作ったものです。JIIMAは、日本工業標準調査会(JISC)の委託を受けて、ISOの技術委員会の一つであるTC171(ドキュメント管理アプリケーション)の日本の事務局になっています。新しいISOの規格を作る場合はまず、TC171で投票権のある国の過半数(棄権を除く)に賛同してもらう必要があります。

統合文書管理のISO化を目指して

JIIMAでは2年前から統合文書管理のISO化を進めています。各国の賛同を得て、ISO19475という名称(規格番号)で、TC171の中の分科会SC1で検討されています。

紙が文書の中心だったときは、取り込み、保存、出力といった過程ごとに、また媒体ごとに規格化が進んできました。ところが近年、ITの発展に伴って、業務のエビデンスに基づいた説明責任が求められ、文書を体系的に管理する必要が

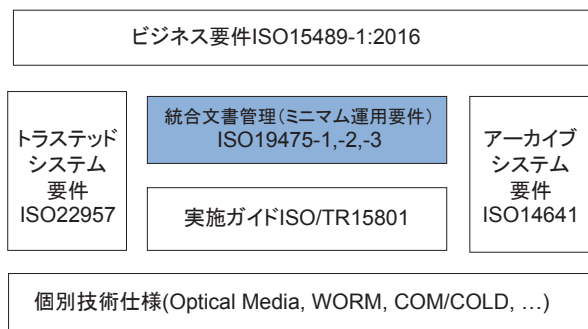


図1 統合文書管理をとりまく規格の全体図

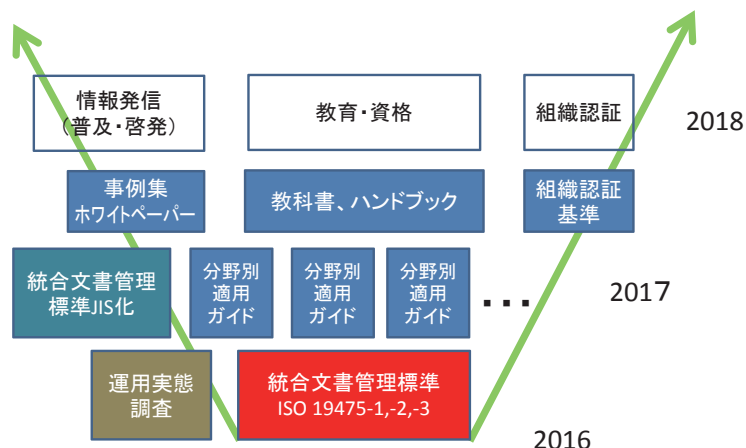


図2 JIIMAビジョン2016に基づく統合文書管理標準の今後の展開

できました。そこで文書の発生から利用、保存、廃棄までを一気通貫で管理しようと、日本発で提案したのです。

統合文書管理規格は大きく三つのパートに分かれていて、キャプチャリング(取得)、ストアリング(保管)、ディスポーザル(廃棄)と、文書のライフサイクルの流れに沿っています。それぞれを細分化して整理していますが、真正性を保った状態で総合運用性を確保することが最低の要件です。この規格に関連してPDFのフォーマット、スキヤナの品質、デジタルマイクロアーカイブ、といったものもテーマになっており、他の規格と齟齬がないよう進めています。

ISOのルールでは、作業項目として承認されてから4年以内に規格化されなかった場合は取り下げられることになっています。統合文書管理規格については3年以内の規格化を目標としていますの

で2017年の夏ごろまでに成立させたいと考えています。TC171には18カ国が参加しており、年に一度の全体会議、分科会、電子メールなどで日々審議しています。

ISO内での日本の立場

日本の場合公的な機関(JISC)が直接の窓口になっているため、ISOの中でも日本に対する信頼度は高いと言えます。JISの規格をISO化する場合、ファーストトラックと言って1回の投票でISO化することもできます。通常は3~4回の投票を行って規格化されますので、日本の体制がきちんと整備されていることがISOにも認められていると言えます。

委員会活動

普段の委員会活動では、ISOはTC171事務局からの問い合わせに決められた期間で答えていかなければならないこともあり、月に1回は集まって打ち合わせをするのがベースになっています。JISは基本的に1年のスパンで活動しますのでテーマのある時にメンバーを招集して活動をするといった形態になります。すでに存在している規格の維持・更新もサポートします。いずれの場合も専門的な知識が必要となりますのでそれぞれの専

門性のある技術者中心のメンバーで委員会は構成されています。

国際規格制定の難しさ

規格は「しなければならない(Shall)」という言葉で表現されることが条件です。この合意に達するまでには、各国の商慣習の違いや、当該分野の専門家ごとに考え方の違い等もあり、なかなかすんなりとはまとまりません。合意が得られない場合や規格としてはまとまっても、使いにくいものになってしまう場合は、TR(技術レポート)や、TS(技術仕様)といったひとつ手前の段階で妥協することもあります。幾つもの国が参加してひとつの規格を作る難しさがここにあります。

統合文書管理の今後の目標

今取り組んでいる統合文書管理規格は、組織のガバナンス強化に対応できる文書情報管理の基本的な骨組みです。規格は、規格ができて終わりではなく、その後、使われてこそ生きてきます。グローバル化したネットワーク社会で、政府や自治体、産業として金融・医療・建設等の各分野での文書が正しく、効率的に管理され、世界で広く利用されることが大切だと委員会では考えています。



ISOは国と国の常識が違うので日本の主張を通すのに苦労します、と木村委員長(中央)・臼井統合文書管理WGリーダー(左)・伊藤ISO WGリーダー



NEWS A LA CARTE

ニュース・ア・ラ・カルト

ARMA東京支部 レコードとアーカイブズ、一貫したシステム構築をセミナーで

ARMA International 東京支部（西川康男会長）は7月15日、総会に併設した定例会を開き、東京大学文書館の森本祥子准教授を招き講演した。森本准教授はアーカイブズに精通した有識者9名で、英語圏で定評ある記録管理学・アーカイブズ学専門教育基本図書“Managing Records: A Handbook of Principles and Practice”（2003）を翻訳、このほど日本の実務者向けテキストとして出版した。講演はこの書籍の内容を紹介するとともに、分断されがちな日本のレコード（現用）とアーカイブズ（非現用）の管理課題を抽出、改善のポイントを探った。



森本氏は現在のレコードとアーカイブズは別々の方向を向いており、ムダが多く非効率であると指摘、レコードとアーカイブズを一貫させた長期保存システムを構築すれば、効率的なレコードマネジメントが展開できると説いた。翻訳元の著書は、英国で出版されたものだが、固有の法律に則ることなく組織の実態を想定した内容のため、日本でも適用しやすくぜひ実務に使用してもらいたいと述べた。翻訳本「レコード・マネジメント・ハンドブック」は日外アソシエーツより購入可能。<http://www.nichigai.co.jp/book/index.html>

上毛新聞 130年51万ページをブルーレイディスクに収納、活用講演を開く

群馬の地域に密着したニュースを伝える上毛新聞は、1883年創刊からの130年もの紙面をまとめて閲覧できるブルーレイディスク「上毛新聞ライブラリー」を販売した。

これを記念して上毛新聞社は7月20

日、このライブラリーを活用・紹介するセミナーを前橋市本社で開いた。JIIMAアーカイブWGの原田充治委員長、元富岡市立美術館館長の染谷滋氏らがデジタルアーカイブの重要性と魅力を講演した。



JIIMA原田委員長は、JIIMAベストプラクティス賞に輝いた事例を取り上げ、単なるBCPやバックアップのためのアーカイブではなく、次世代にどうやって使ってもらうかを考えた攻めのアーカイブを展開しようと啓発した。一方、染谷元館長は美術家の視点で感じた疑問を新聞紙上で追跡し、興味深い史実を次々と明らかにした。またこのライブラリーの見方・機能紹介が作成に携わった株式会社マイクロフィッシュ（会員No.710、代表取締役・宮川滋人氏）より解説された。

上毛新聞ライブラリーは明治～平成までの全8セット。問合せは上毛新聞社営業局メディア事業室027-254-9915まで。

JBMIA 電帳法スキャナ制度改正の実施ポイントを講演

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）ドキュメントマネジメントシステム（DMS）部会は7月22日、改正された電帳法スキャナ保存制度に焦点をあてたセミナーを開催した。



基調講演にさくら中央税理士法人代表の安田信彦氏を招き、税理士の目線からみたスキャナ保存のポイントを解説した。

安田税理士は、会計事務所が生き残るためには、顧客ヘスキャナ保存を推奨し

つつ、税理士自身も顧客の国税関係書類をスキャン、活用することが利益向上のコツだと話した。

基調講演の他の講演は全てDMS部会が行い、委員の西尾光一氏は27年・28年改正の細かな要件を、副部会長の宮脇崇裕氏は運用上の盲点・NGポイントを、森口亜紀部会長は、DMS部会に所属する企業がもつソリューションを宣伝した。国税関係書類のスキャナ保存は単なるペーパーレス化ではなく、企業活動を推進する情報の統制と考えて進めて欲しいと締めくくった。

アピックス 日本一標高の高い発行所で新聞を発行

株式会社アピックス（会員No.103、代表取締役社長・河村武敏氏）は、山梨日日新聞社、富士急行株式会社、富士ゼロックス株式会社（会員No.19、代表取締役社長・栗原博氏）、富士ゼロックス多摩株式会社、ハピログ株式会社と共同で富士山で新聞を発行するサービスを8月1日より開始した。

「富士山新聞」と名付けられた新聞は、富士山の登山者がフェイスブックやインスタグラムに投稿した写真やコメントと、専用サイトに用意した新聞テンプレートを自動的に組み合わせて発行するもの。山梨日日新聞社が発行元となり、アピックスが発行所の運営プロデュースをする。

利用者は画像をSNSに投稿したのち、5合目にある「富士急雲上閣」に開設した「日本一高い新聞発行所」でヒミツの言葉を入力すれば、新聞が作成される。友人たちのコメントのほか、山梨日日新聞社が用意した富士山空撮写真や富士山トリビアも掲載される。作成とSNSでのシェアは無料だが、プリントは有料。「日本一高い新聞発行所」のプリンターで高画質印刷し購入することができる。<https://happylogue.com/fujisan/>

PFU 免許証、マイナンバーカードの情報を安全に取得するソフトを販売

株式会社PFU（会員No.863、代表取

締役社長・長谷川清氏)は、タブレット端末のカメラ撮影に対応したOCRソフトの販売を7月より順次開始している。

本人確認書類で最も活用される運転免許証とマイナンバーカードに特化した「DynaEye運転免許証カメラOCR」と「DynaEyeマイナンバーカメラOCR」だ。業務アプリケーションに組み込むSDK(ソフトウェア開発キット)として提供する。

タブレット端末のカメラを免許証やマイナンバーカードにかざすだけで自動的に撮影できる。撮影したデータはメモリ上で処理されるためタブレット端末に残らず、セキュリティ上も安心。本品を利用することで、本人を確認する業務(クレジットカード申込、回線開設、レンタカー貸出しなど)が簡便となる。PFUは今後3年間で10万ライセンスの販売を予定している。

キヤノンMJ 立山システム研究所 文書管理システム分野で協業

キヤノンマーケティングジャパン株式会社(会員No.45、代表取締役社長・坂田正弘氏)と立山システム研究所(会員No.1023、代表取締役社長・水口勝史氏)は、7月中旬より金融機関の書類を一括管理するイメージ管理システム事業で協業開始する。立山システム研究所が開発した文書管理ソフト「SFS Lite PLUS」とキヤノンMJのドキュメントスキャナを組み合わせ金融機関の申込書や契約書、本人確認記録などの書類を電子化し、本店・支店間などで検索、閲覧を可能にさせる。地方銀行や信用金庫など金融機関における多様な書類の統合管理を支援する。キヤノンMJは金融機関を担当する営業組織を中心に拡販し、2018年までに累計50セットを販売したいとしている。

富士ゼロックス 自治体向け行政 証明書自動交付システムを発売

富士ゼロックス株式会社(会員No.19、代表取締役社長・栗原博氏)は、地方公共団体情報システム機構「J-LIS」が提

供するコンビニ交付サービスに参画する自治体の住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種行政証明書を交付できる自治体向け行政証明書自動交付システムを8月末より発売する。

交付システム「DocuStation C3375KT」は参加自治体が管理する証明書データサーバにアクセスし、マイナンバーカードや住民基本台帳カードによって証明書を交付するもの。自治体が交付サービスに参加していれば本籍と居住地域が違う場合でもその場で証明書が取得できる。利用者は自治体窓口に向くことなく、また自治体は混雑緩和に役立てられる。富士ゼロックスは年間300台を販売目標としている。

複写連 ドキュメントサービスを 領域に名称変更

日本複写産業協同組合連合会(森下修至会長)は6月末に行った定時総会で、名称変更を決議した。新名称は「日本ドキュメントサービス協同組合連合会」。ICT時代に対応すべく「複写」という狭い領域から「ドキュメントサービス」という新たな成長領域に挑戦する。新体制は以下。

会長 森下修至(アイ・エム・エヌ協同組合)
副会長 楠本雅一(近畿複写産業協同組合)
副会長 小川裕士(九州ドキュメントサービス協同組合)
理事 榊原宏洋(情報創造事業協同組合)
理事 上田良信(アイ・エム・エヌ協同組合)
理事 河村武敏(近畿複写産業協同組合)
理事 佐々木洋之(近畿複写産業協同組合)
理事 渡邊聖太(九州ドキュメントサービス協同組合)

理事 仲摩朋子(九州ドキュメントサービス協同組合)
理事 徳門聡佳(沖縄県複写産業協同組合)

各社ニュース

JIIIAに寄せられた情報にて構成
スペースの関係上、記載の省略あり

人事のお知らせ

アオヤギ株式会社(会員No. 112)

取締役会長 青柳泰治
代表取締役社長 青柳泰一郎

株式会社しんきん情報サービス
(会員No.341)

代表取締役会長 山口泰男
代表取締役社長 馬場英一
代表取締役専務 山城恵司
常務取締役(昇任) 飯吉 真
取締役 久澤孝太郎
取締役 神保和彦
取締役 小林一雄
取締役(新任) 澁谷哲一
取締役 森田 昇
取締役(新任) 原 徹爾
取締役(新任) 平松廣司
取締役(新任) 阿部 隆
常務取締役 坂本 力
宮永雅史

日本アспектコア株式会社
(会員No.526)

代表取締役会長兼社長兼CEO 中島直人
取締役専務 木村 実
取締役常務 塚本高一
取締役常務 保科恵美子
取締役常務(新任) 鈴木隆弘
取締役 吉田礼明

案内板

2016年度 日本図書館協会 資料保存セミナー「写真保存の基礎」

写真資料の代表的な劣化要因や対策、プリントやネガを含めた保存方法の基礎ポイントを紹介する。

- 日 時／2016年9月9日(金) 19:00～20:30
- 場 所／日本図書館協会 2階研修室(東京都中央区新川)
- 参 加／無料・申込不要
- 講 師／山崎信氏 株式会社フォトクラシック代表取締役、日本大学芸術学部写真学科非常勤講師。
- 問い合わせ先／日本図書館協会 03-3523-0816

色ボケしたと思われるようだが…

学生時代の友人から数カ月ぶりに会った時「フェイスブック（FB）で君の友人になっている人は、きわどい格好の台湾美女が多いなあ」と笑われた。どうも最近色ボケしたと思われるようだ。

「実は、これには深謀遠慮^{しんぼうえんりょ}があるのだ。中国女性に友達申請したいと思ったが、台湾女性はプロフィールの写真に水着や下着姿などを使っている人が多く、そこが狙いなんだ」と説明した。

私の深謀遠慮というのはこうである。

この秋から、設立した会社として初めて商品を売り出す。何を売るかという、OEMで生産してもらう女性下着である。

なぜ女性下着か。

食べるものは何かあった時に製造者責任を取らなければいけないし、その責任額は往々にして大きい。コストが莫大な商品もダメである。女性用下着が最適と判断して、動き出したのが1年半前だ。訪日する中国人女性を主な顧客として狙いを絞ったが、それなら、何をにおいてもmade in Japanでなければならない。

インターネットで調べると、商標の出し方でいろいろと教えてくれるところを知り、そこでイラストを描く女性も紹介してもらい、最初に商標を登録した。

素材は高級感のある絹で作ろうと考えた。そこで、これもネットで検索したら、東京近郊に下着の製造販売をしている店があり、聞きに行った。

店の主人は「止めといた方がいいと思いますよ。あまり儲けにはならないです」という。それでも、1枚5千円位の下着を買って来て、商標作りを頼んだ女性に穿いてもらったら、着心地はいいが、10回ほど洗って破れてしまったという。

そこで絹は止めて木綿に切り替えた。そしてこれまた検索して、OEM生産を引き受けてくれるところを探した。

最初は北陸のメーカーとやりとりしていた。モニター女性も、知り合いの中国人女性など6人くらいに増やした。最初は「なんてたってワコールの下着がいい」と言っていた中国人女性はじめ皆が、なかなかいいと評判だ。それでこの北陸のメーカーにやってもらおうと決めたのだが、いよいよ頼んだら半年ほど待つてほしいと言う。自社製品が通信販売で売れすぎて増産するので、協力工場を募っているところだそう。

体のいい断りかと思ったが、どうやら嘘ではないらしく

た。ただ、そのメーカーはこちらでデザインした商品を作ってくれないので、結局、取引は止めた。すると埼玉県メーカーがやってくれるというメールが入った。東京に営業所があり、そこからの返信メールだった。

何度か行って話を聞けば、どういう風にしてほしいかを言えば、そのようにデザインしてくれるという。早速サンプルを作って、モニター女性らに穿いてもらった。サンプルを作り直してもらったり、素材を高品質なものに変えたりして変更がいくつかあったが、ようやくモニター女性らに合格点をもらった。

商品を入れる箱作りも高級感を出そうと思い下着メーカーから箱のメーカーを紹介してもらったり、商品やモデル着用の写真撮影は、スタジオをこれまたネットで探した。そこはモデルも探してくれた。

商品名入りの名刺も新たに作ったが、これもネットである。今度はそろそろチラシ作りの番だが、もちろんネットで検索である。

商品は箱ごと10月に納入されることになっているが、販路作りについてはあまり着手できていない。そこでこれもネットで販売してくれる店を探そうと思っている。

集客はSNS（ソーシャルネットワーク）だ。FBやインスタグラムなどを時々やっていたので積極的に交流を広げるところだ。ということで、やっていたら、台湾の美女たちが続々友達になったわけである。

それにしても、数年前に台湾に行ったが、そんなに美女がいる街とは思わなかった。どこにいたんだろう。ただ、まだ下着の販売については触れていない。FBで公にするのは8月以降にしようと考えている。これが私の深謀遠慮なのである。

それにしても、インターネットとSNSがなかったら、恐らくはまだOEM生産をしてくれるメーカーを探していただろう。ネットがなかったら、パソコンがなかったら、とてもこんなことはできなかった。

それはそれとして、FB友達で、学生時代の友人以外にも色ボケしたと思っている人もいいると思うが、放っておこう。

.....
茂谷 知己（もたにとみ）

早稲田大商学部卒業後、産経新聞東京本社に入社。政治部・経済部を経て法務次長、知的財産管理センター上級専門委員を務める。定年退職後は株式会社WOW LIFEを設立。インターネットを利用した情報配信、新規ビジネスをサポートしている。<http://wowlife.info/index.html>

会員 No.
366

サイバートラスト株式会社

<https://www.cybertrust.ne.jp/>

「信頼とともに」を企業理念に 健全なネットワーク社会の発展に貢献

- ・電子証明書発行サービス
- ・セキュリティサービス、コンサルティング及びトレーニング
- ・システムインテグレーション
- ・ソフトウェアの開発販売及び輸出入業務、テクニカル・サポート



本社SmartSquare

サイバートラスト株式会社は、国内最長の実績を持つ認証機関であり、20年以上にわたり電子認証サービスを提供しているセキュリティベンダーです。

これまで、PKI（公開鍵暗号基盤）の構築・運用で蓄積した技術と経験を基に、SSLサーバー証明書「SureServer/SureServer EV」、エンタープライズ向けクライアント証明書発行サービス「サイバートラストマネージドPKI」、端末認証サービスとして国内導入No.1の実績を持つ「サイバートラストデバイスID」、Web Application Firewall「WAF Plus」、脆弱性診断サービス、セキュリティコンサルティングサービスなど、ネットワーク社会におけるお客様の多様なセキュリティニーズに応えてきました。

今後、2020年に500億台のデバイスがインターネットに繋がる時代を見据え、パートナーの皆様と「セキュア IoT プラットフォーム」サービスを提供し、米国 DigiCert 社との事業提携（2015年7月）により、海外市場でも均一のサービスを提供していく予定です。

サイバートラストは、進化し続けるお客様の多様なセキュリティニーズに常に耳を傾け、社員一人ひとりが、企業理念である「信頼とともに」を胸に、健全なネットワーク社会の発展に貢献してまいります。

JIIMAの皆さん
はじめまして



JIIMA加入の 動機・期待・抱負

この度、電子契約委員会に参加させていただきます。弊社は、これまで20年以上にわたり電子認証サービスを提供してまいりました。そこで培ってきた経験を活かし、JIIMAビジョン2016における目標「安心して社会生産性の高い電子文書情報社会の構築」の実現に微力ながら貢献できるよう全力を尽くしてまいります。ご指導ご鞭撻の程、宜しくよろしくお願い申し上げます。

創業年月：1995年9月

資本金：1億円

従業員：107人

代表取締役社長：眞柄泰利

〒107-6030

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 30F

TEL 03-6234-3800 FAX 03-3505-3162

もっと安心、もっと安全な インターネット社会へ

■主な取扱商品・サービス

- ・SSLサーバー証明書
SureServer/SureServer EV
- ・DigiCert SSLサーバー証明書
- ・DigiCert EVコード署名証明書
- ・サイバートラスト デバイスID
- ・サイバートラスト マネージドPKI
- ・WAF Plus



サイバートラストはDigiCertの日本における戦略パートナーです。

商品等のお問い合わせは

技術本部 岡本（PM部） 渡辺（PS部）

TEL 03-6234-3800

E-MAIL : atsushi.okamoto@cybertrust.ne.jp
hiroyuki.watanabe@cybertrust.ne.jp

今年の盆休みは例年よりも少し長く6日間の連休となりました。地元へ帰省するタイミングは一年の中でも決まっています。大型連休が続く年末年始、ゴールデンウィーク、そして盆の時期となっています。実家がお寺ということもあって、毎年盆休みは帰省といえど盆会（盆の時期の法要）の手伝いなどで忙しい日々を過ごすのですが、今年はゆったりすることができました。東京で就職してから今年で3年が経とうとしていますが、地元大好き人間な僕はしっかり連休最終日まで地元ライフを満喫します。そんな中で欠かさないお決まり行事が高校時代の友人たちとの夜の散歩です。いつから始まったのか、歩き始めてもう5年。細かい散歩コースは毎回微妙に変わりますが、歩く場所はずっと変わらず僕らの育った地元です。飲み屋の最後の締めにお茶づけを頼むみたいに、僕は決まってその日の最後に散歩に出かけます。他愛のない話をしながら街を抜け、がやがやカエルの声が響く畦道を歩いて、ゆっくりとお互いの話をします。その時間がたまたま大事だと思うようになったのは就職して地元を離れてからのことでした。ちなみに今回の帰省で歩いたコースは夏定番のビール片手に畦道ルート。真夏の蒸した盆の夜には最高でした。ようやくM君に彼女ができたそうです。隣町の納涼祭の大きな花火が上がる音が地元にも聞こえてきました。

（いもづか 栞 弘樹）

「頑張ろう東北、頑張ろう岩手」。最近テレビで取り上げられた地震の報道で思い出したフレーズです。東日本大震災が起きた当時岩手に住んでいた

私ですが、被災したのは家族旅行で来ていた東京でした。東京で被災したことが自分にとって良かったのか悪かったのかは分かりませんが、その日テレビでみた東北の光景はとても悲劇的だったことを今でも覚えています。完全に流されてしまった町や人、大きく割れた地面、燃えてしまった家、陸上に上がった船。そのどれもが画面いっぱいあちらこちらに映されていました。

あの東日本大震災から約5年。年月が経ち、被災した街々も徐々に元の形に戻され復興してきています。津波で流されてしまった知人の家も新たに建てられ、震災以前の生活に戻ったと訪問した際に口にしていました。ただそれでもあの日テレビで見た光景は、今でも爪痕を残し、復旧されずそのままになっている場所が多々存在しています。「いつまで頑張れば続けばいいのだろう」そう口にしていた人がいました。「頑張ろう東北、頑張ろう岩手」は今なお続いています。

（菊池 幸）

〈IMナレッジコンテンツ委員会委員〉

担 当 理 事 河村 武敏（アピックス）
 委 員 長 山際 祥一（マイクロテック）
 委 員 長井 勉（横浜マイクロシステム）
 栞 弘樹（国際マイクロ写真工業社）
 菊池 幸（コニカミノルタジャパン）
 山路真一郎（山路工業）
 事 務 局 伝法谷 ひふみ

〈編集通信員〉

北村一三（山本マイクロセンター） Jan Askhoej
 関 雅夫（光楽堂） （文書管理プロジェクトマネージャ / デンマーク在住）

月刊IM10月号予告

〔ケース・スタディ〕 証憑スキャナ保存による経理業務ワークスタイル革新
 海外 北米における帳票処理での業務効率化（仮）
 〔改正電帳法関連〕 スマートフォンやデジタルカメラによる紙文書の電子化

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらEメールdenpouya@jiima.or.jpまでお寄せ下さい。

〔月刊〕IM 9月号◎

2016年 第9号／平成28年8月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2016

発 行 人／長濱 和彰
 発 行 所／公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階
 TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354
 JIIMA・JCプラザ／http://www.jiima.or.jp
 編集・制作／日本印刷株式会社

印刷版（オンデマンド）定価（1冊） 1,000円＋消費税（送料別）
 印刷版（オンデマンド）年間購読 12,000円＋消費税（送料共）

印刷版（オンデマンド）のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN0913-2708
 ISBN978-4-88961-169-4 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management（本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず）

FUJITSU

さらなる効率向上へ、 「分散入力」への挑戦。

確かな技術と高品質。紙文書電子化のグローバルスタンダード、
FUJITSUイメージスキャナ「fiシリーズ」



世界シェアNo.1のスキャナ技術を搭載した
ネットワーク対応モデル N7100



NEW

表面・裏面インブリンタに対応した
A3コンパクトハイエンドモデル fi-7480

fi **Series** Image Scanner

PFU
a Fujitsu company

fiシリーズの詳しい情報は

fiシリーズ

検索

shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために

eドキュメントJAPAN 2016

54th 文書情報マネジメントショウ

2016.10.19wed-21fri 10:00-17:30

加速する電子文書社会の
文書情報マネジメント

■会場／東京ビッグサイト 東展示ホール
■主催／公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 ■共催／日経BP社 ■併催／eドキュメント フォーラム
■同時開催／ITpro EXPO 2016、Cloud Days 2016、ビッグデータEXPO 2016、モバイル&ウェアラブル2016、セキュリティ&ガバナンス2016、IoT Japan 2016、FACTORY2016